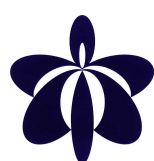


秋田中央地域ごみ処理 広域化基本計画



令和8年3月

秋田市 男鹿市 由利本荘市 潟上市

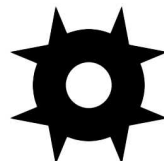


五城目町

八郎潟町

井川町

大潟村



目 次

第1章 基本計画策定の趣旨	1
1.1 これまでの経緯と策定の目的	1
1.2 本計画の位置付け	2
1.3 対象地域	3
1.4 計画目標年次	3
第2章 地域特性	4
2.1 地形	4
2.2 人口	5
2.3 産業	6
2.4 土地利用	7
2.5 交通	8
第3章 ごみ処理の実態と将来推計等	9
3.1 ごみ処理の実態	9
(1) 分別区分・収集運搬体制	9
(2) ごみ処理体系	13
(3) 収集運搬および搬入の状況	15
(4) 処理施設	16
(5) 排出状況	19
(6) 処理状況	27
3.2 ごみ排出量の将来推計	32
(1) 将来推計の手順	32
(2) 将来推計人口	33
(3) ごみ排出量の将来推計	34
3.3 現状認識と課題	36
第4章 広域化の方向性	37
4.1 広域化の必要性	37
4.2 検討項目に対する基本方針	38
第5章 広域化の体制	40
5.1 広域化・集約化の方式	40
5.2 施設建設候補地	41
5.3 費用負担	42

5.4	ごみ分別区分・有料化	43
(1)	分別区分の設定	43
(2)	プラスチックごみ分別収集の実施	43
(3)	生活系可燃ごみ有料化の継続および実施	44
5.5	ごみの収集運搬	45
5.6	住民理解の促進	46
5.7	災害時の対応	47
5.8	その他	47
第6章	施設整備の方針	48
6.1	新たな処理施設の整備	48
6.2	中継施設の整備	49
第7章	進捗管理	50

特段の記載がない限り、年の表記は「暦年」ではなく「年度」を表す

第1章 基本計画策定の趣旨

1.1 これまでの経緯と策定の目的

国は、平成9年に通知^{*1}を発出し、ごみ処理に伴うダイオキシン類の排出削減を主な目的として、各都道府県に対して広域化計画の策定を求めるなど、ごみ処理広域化の推進を開始しました。

同通知の発出から20年以上が経過した平成31年には、廃棄物処理に係る担い手不足のほか、老朽化した社会資本の維持管理・更新コストの増大、地域の廃棄物処理の非効率化など、我が国のごみ処理を取り巻く状況が大きく変化したことを受け、改めて通知を^{*2}発出し、安定的かつ効率的なごみ処理体制の構築を推し進めています。

この通知を受け、秋田県は、「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画」（令和3年9月）^{*3}を策定し、県内における広域化・集約化に関する基本的な考え方を示しました。

この計画の中で、秋田市、潟上市、八郎湖周辺清掃事務組合（男鹿市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村）の3市3町1村は、「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック」として、ごみの広域処理を目指すブロックとして位置付けられています。

こうしたことを受け、ブロックを構成する7自治体は、令和6年4月に「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック広域化協議会」を立ち上げ、ごみ処理広域化に関する検討を開始しました。

協議会で議論を重ねた結果、令和7年3月には、「秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロックごみ広域処理に関する基本協定書」を締結し、ごみ処理広域化を決定し、今後具体的な検討を進めることで合意しました。

また、令和7年8月には、由利本荘市から当ブロックへの参画依頼があり、協議会を構成する自治体すべてにとってメリットがあることが明らかになったことから、7自治体の協議によりブロックに加わることとし、令和8年3月には、「秋田中央地域ごみ広域処理に関する基本協定書」と改称し、再締結いたしました。

本計画は、広域化ブロックを構成する市町村の区域から排出されるごみの処理状況を把握し、将来のごみ量を予測するとともに、今後進める、ごみ処理広域化に係る基本的な事項を明らかにすることを目的とし、策定するものです。

*1 「ごみ処理の広域化計画について」（平成9年5月28日付け衛環第173号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知）

*2 「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（平成31年3月29日付け環循適発第1903293号）。この通知を更新したものとして、「中長期における持続可能な適正処理の各費に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第2403293号）。

*3 「秋田県ごみ処理広域化・集約化計画について」
<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/60406>

1.2 本計画の位置付け

本計画の位置付けは、図1-1に示すとおりです。

本計画は、法令や国・県の計画を踏まえつつ、秋田中央地域ごみ処理広域化協議会を構成する市町村の一般廃棄物処理基本計画等と整合を図りながら策定するものとします。

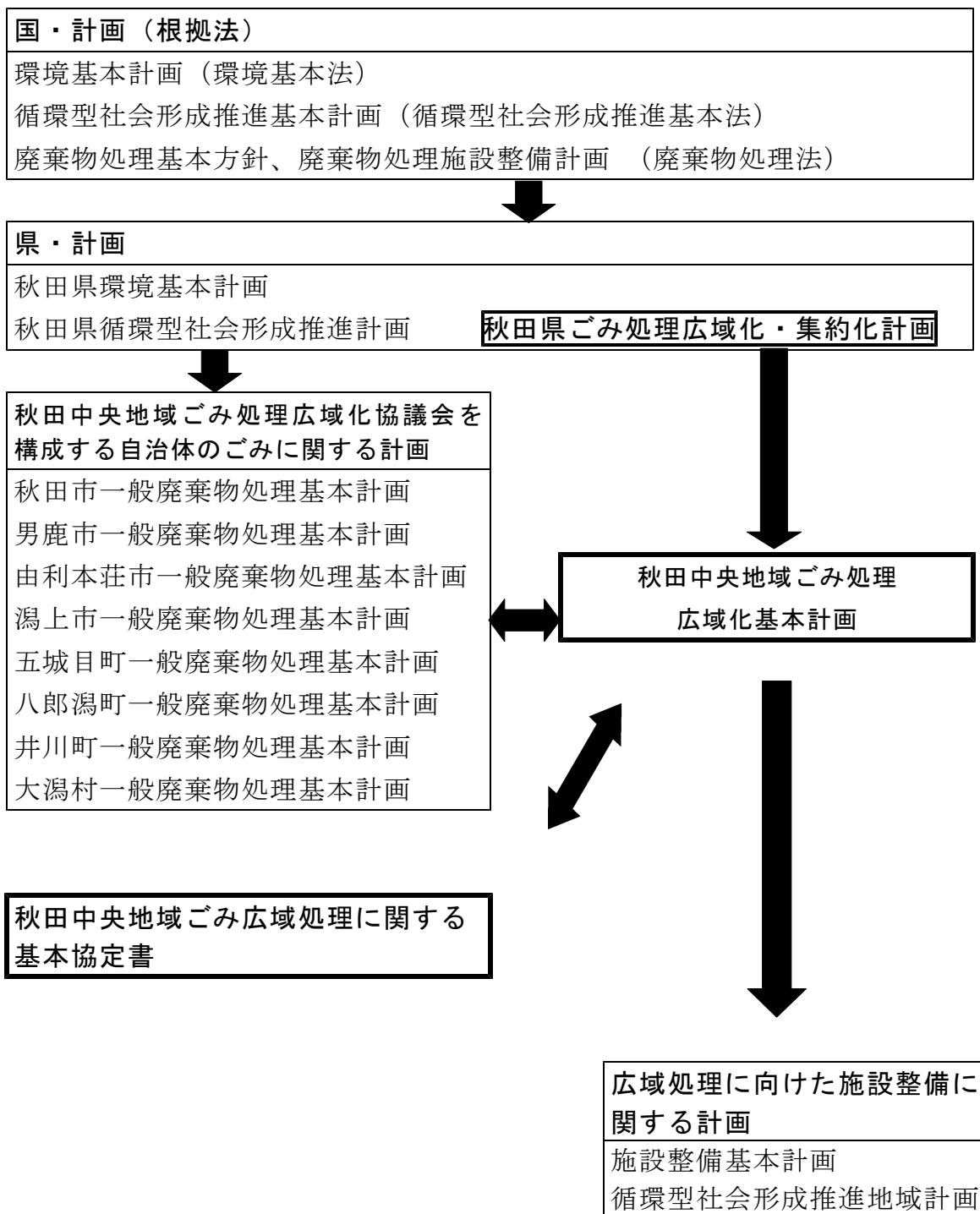
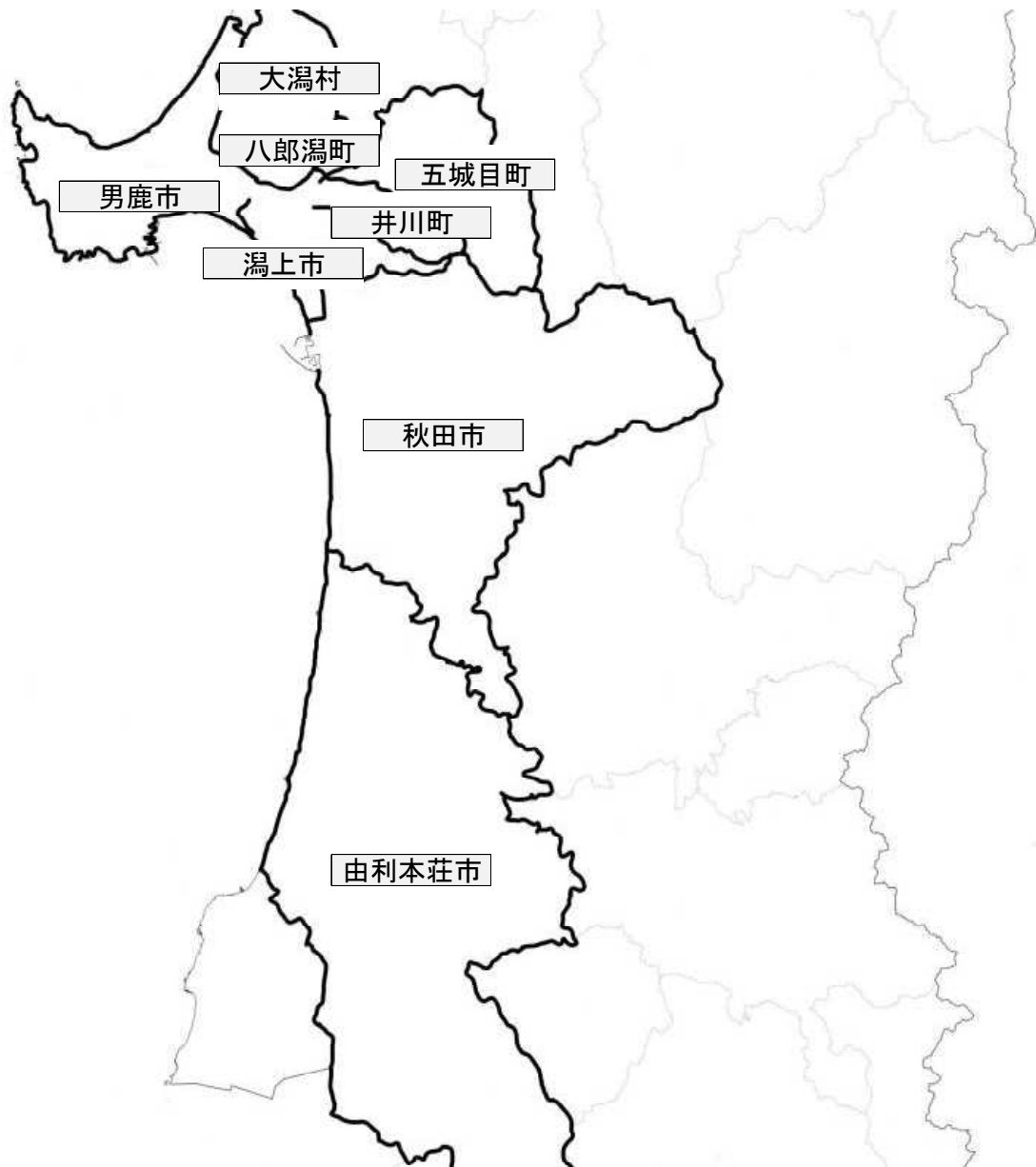


図1-1 本計画の位置付け

1.3 対象地域

本計画の対象地域は、図1-2に示すとおりです。

本計画では、秋田市、男鹿市、由利本荘市、潟上市、五城目町、八郎潟町、井川町、大潟村の4市3町1村を対象地域とします。



(国土地理院地図抜粋)

図1-2 本計画の対象区域

1.4 計画目標年次

この計画の最終年度は、ごみ処理広域化(焼却ごみ)開始年度までとします。

第2章 地域特性

2.1 地形

「秋田中央地域ごみ処理広域化基本計画」に参加する自治体は、秋田県の中央部に位置し、西は日本海に面しており、東側は太平山などの出羽山地に隔てられます。秋田市内を南東から西に向かって1級河川である雄物川が流れています。



(国土地理院地図抜粋)

図2-1 秋田中央地域ごみ処理広域化基本計画を構成する自治体の地形図

2.2 人口

人口^{*1}については、以下のとおりです。
人口は、すべての市町村で減少傾向にあります。

表2-2 ブロック人口現況

(単位:人)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
秋田市	309,654	307,403	305,390	303,122	300,470	297,316
男鹿市	27,626	26,886	26,246	25,531	24,784	24,014
由利本荘市	77,307	76,183	75,040	73,941	72,753	71,723
潟上市	32,963	32,585	32,287	32,168	31,836	31,624
五城目町	9,296	9,034	8,799	8,617	8,369	8,060
八郎潟町	5,894	5,757	5,617	5,491	5,376	5,277
井川町	4,761	4,665	4,587	4,504	4,386	4,310
大潟村	3,181	3,164	3,142	3,070	3,010	2,976
合計	470,682	465,677	461,108	456,444	450,984	445,300

(単位:人)

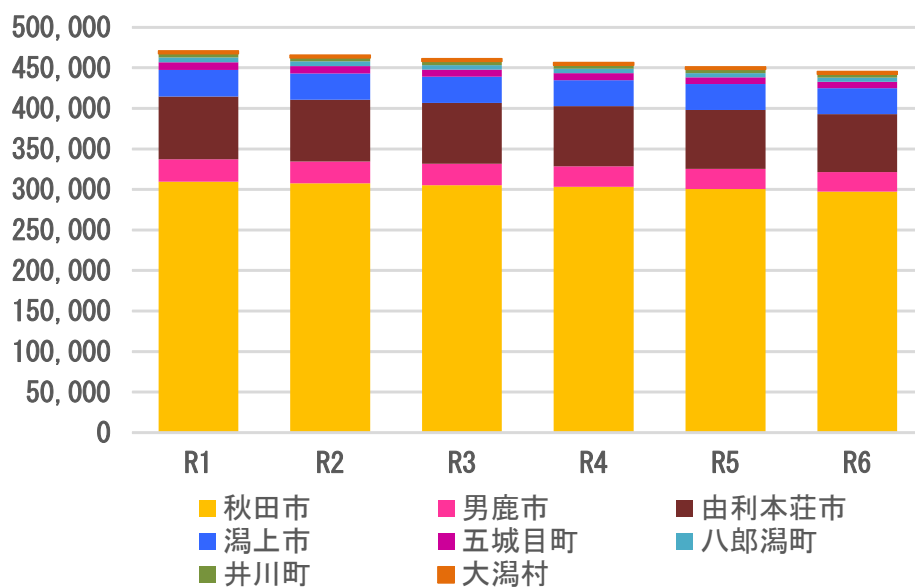


図2-2 ブロック人口現況

*1 総務省が発表する各年1月1日現在の「住民基本台帳人口」から作成。

2.3 産業

産業区分別事業所数の状況^{*1}は、以下に示すとおりです。

ブロック内の合計の事業所数は、21,168であり、このうち14,310（67.6％）は、秋田市に集中しています。

産業区分別事業所構成比をみると、ほぼすべての自治体で第三次産業の割合が高くなっています。

表2-3 産業区分別事業所数

	第一次産業	第二次産業	第三次産業	合計
秋田市	80	1,866	12,364	14,310
男鹿市	16	206	974	1,196
由利本荘市	85	663	2,834	3,582
潟上市	22	231	806	1,059
五城目町	14	71	343	428
八郎潟町	7	36	204	247
井川町	10	49	138	197
大潟村	29	15	105	149
合計	263	3,137	17,768	21,168

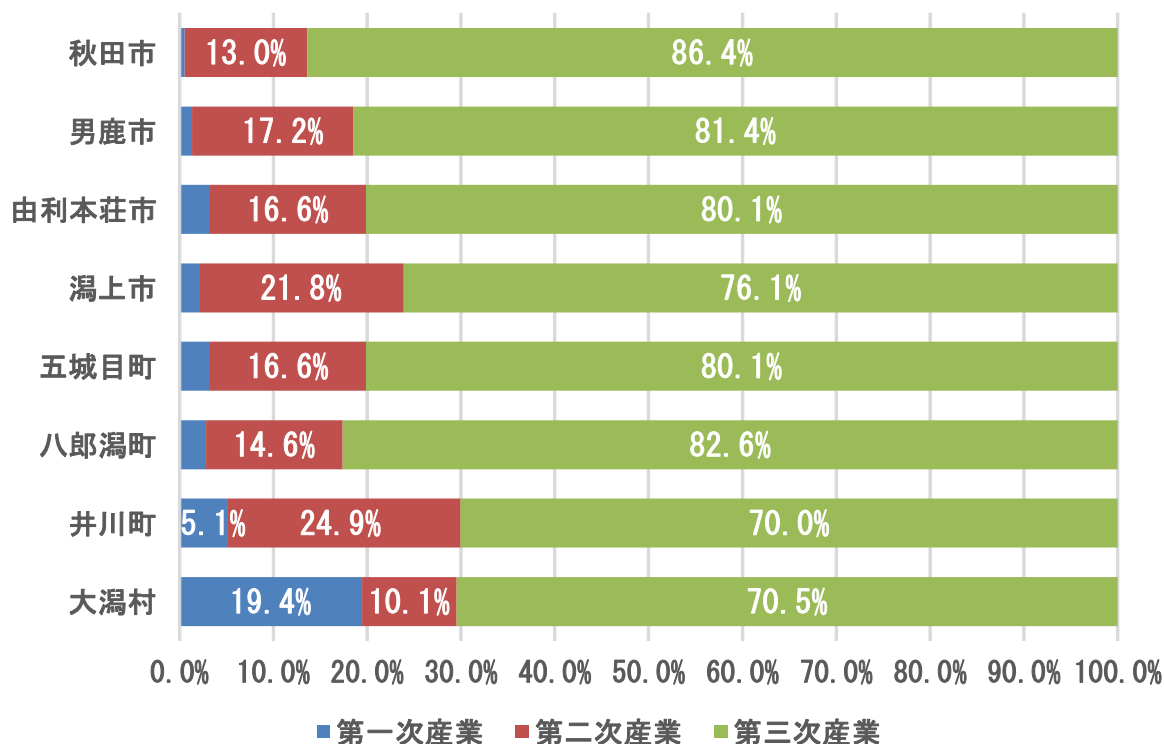


図2-3 産業区分別事業所数の割合

*1 経済産業省が発表した「令和3年経済センサス - 活動調査事業所に関する集計 - 産業横断的集計 - 事業所数、従業者数」（令和5年公表）から作成。

2.4 土地利用

土地利用の状況*1は、以下に示すとおりです。

山地を含む総面積の大きい由利本荘市、秋田市、男鹿市、五城目町は、森林の割合が大きく、開村の経緯から大潟村は農地の割合が大きいという状況となっています。

表2-4 利用区分別、地域区分別（市町村別）土地利用現況

(単位:ha)								
	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他 (参考面積)	総面積
秋田市	9,170	62,489	64	3,741	3,453	5,896	5,794	90,607
男鹿市	4,740	12,846	122	629	1,013	1,145	3,614	24,109
由利本荘市	12,900	90,296	1,853	4,064	3,360	2,491	5,995	120,959
潟上市	3,430	3,141	0	430	669	832	1,270	9,772
五城目町	1,850	17,973	1	399	518	360	391	21,492
八郎潟町	828	305	0	134	136	172	125	1,700
井川町	1,300	2,714	0	189	247	200	145	4,795
大潟村	11,500	369	100	1,785	1,096	234	1,927	17,011
合計	45,718	190,133	2,140	11,371	10,492	11,330	19,261	290,445

	農地	森林	原野等	水面・河川・水路	道路	宅地	その他 (参考面積)	総面積
秋田市	10.12%	68.97%	0.07%	4.13%	3.81%	6.51%	6.39%	100.00%
男鹿市	19.66%	53.28%	0.51%	2.61%	4.20%	4.75%	14.99%	100.00%
由利本荘市	10.66%	74.65%	1.53%	3.36%	2.78%	2.06%	4.96%	100.00%
潟上市	35.10%	32.14%	0.00%	4.40%	6.85%	8.51%	13.00%	100.00%
五城目町	8.61%	83.63%	0.00%	1.86%	2.41%	1.68%	1.82%	100.00%
八郎潟町	48.71%	17.94%	0.00%	7.88%	8.00%	10.12%	7.35%	100.00%
井川町	27.11%	56.60%	0.00%	3.94%	5.15%	4.17%	3.02%	100.00%
大潟村	67.60%	2.17%	0.59%	10.49%	6.44%	1.38%	11.33%	100.00%

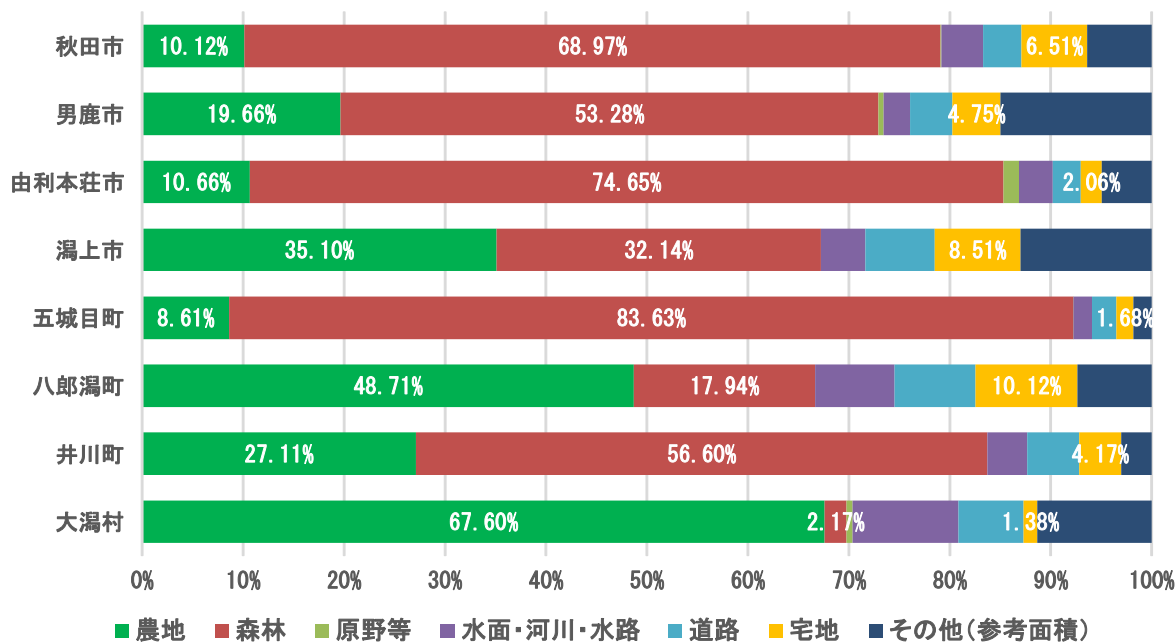


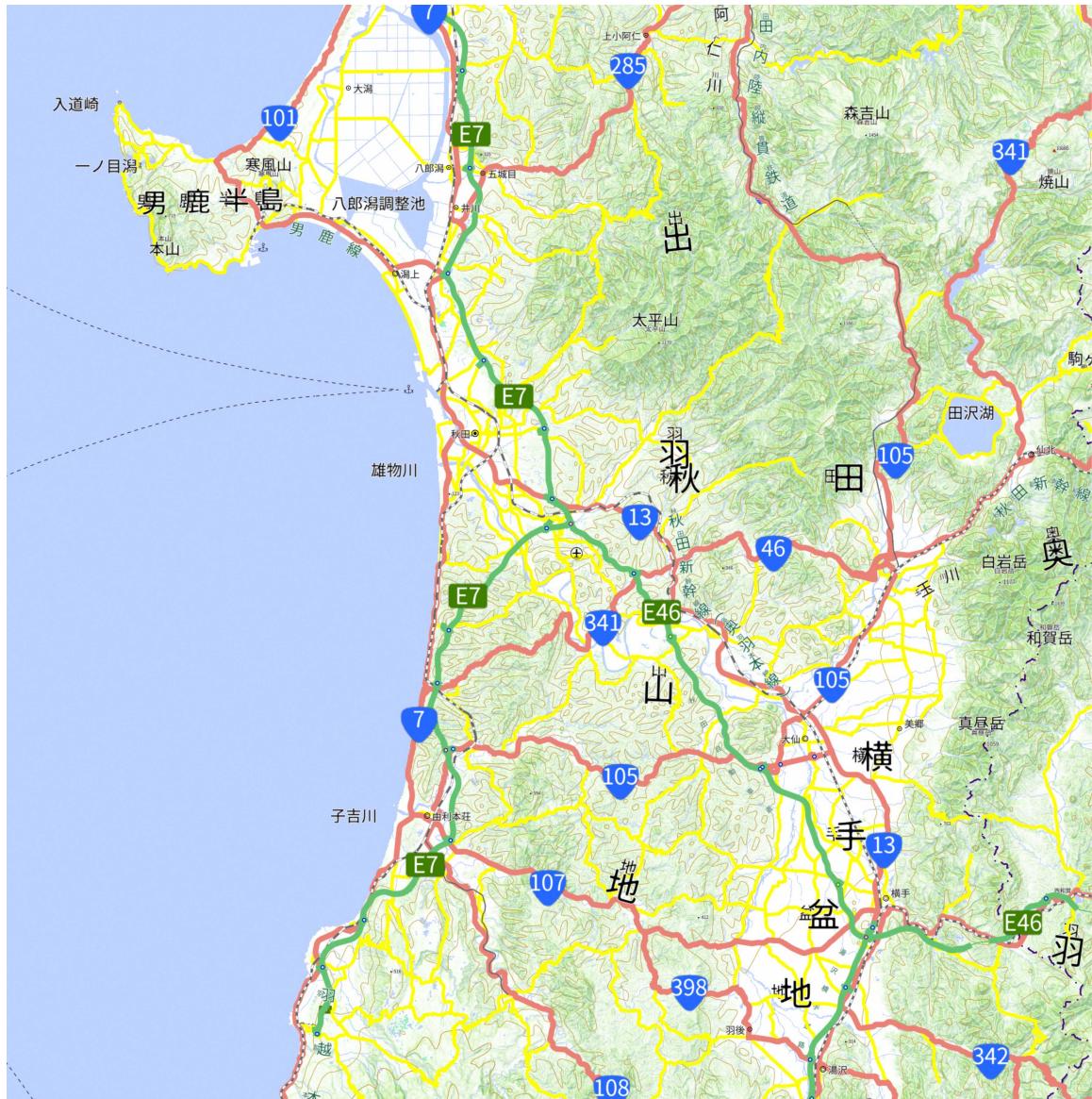
図2-4 利用区分別、地域区分別（市町村別）土地利用現況

*1 『秋田県の土地利用【土地利用に関する現況】』（平成30年12月、秋田県建設部建設政策課）から作成。

2.5 交通

主要幹線道路は、図2-5に示すとおりです。

ブロックを南北に国道7号、秋田市から南東方向に国道13号、潟上市から男鹿市を抜ける国道101号、由利本荘市内から大内を経由し大仙市方向へ向かう国道105号、同じく東に横手市方向へ国道107号、南東に湯沢市院内方向へ国道108号、井川町から五城目町を経由して北東方面に国道285号が整備されているほか、秋田市から南東方向に秋田自動車道、ブロックを南北に日本海東北自動車道が縦断しています。



凡例 ■ 国道 ■ 高速道路・自動車 ■ 県道

図2-5 主要幹線道路

第3章 ごみ処理の実態と将来推計等

3.1 ごみ処理の実態

(1) 分別区分・収集運搬体制

各市町村の分別区分（令和7年度現在）は、表3-1-1-1から表3-1-1-8までに示すとおりです。

秋田市では、可燃系のごみについて、熔融処理しているため「家庭ごみ」という分別区分を採用し、それ以外の自治体では、「燃えるごみ」「可燃ごみ」という分別区分を採用しています。

表3-1-1-1 秋田市のごみ分別区分等

分別区分		排出方法	収集回数・方法	収集車両	
家庭ごみ		有料指定ごみ袋	週2回 ステーション収集 (6,749カ所)	委託51台	
粗大ごみ		証紙等を貼付	週1回 申込制による戸 別有料収集	委託3台	
資源化物	空きびん	プラスチック製回収箱	月2回 ステーション収集	委託8台	
	ガス・スプレー缶	プラスチック製回収箱			
	空き缶	資源化物用指定ごみ袋		委託5台	
	使用済み乾電池	透明の小袋又は 資源化物用指定ごみ袋			
	ペットボトル	資源化物用指定ごみ袋		委託51台	
	古紙 (新聞、ダンボール、紙パック、 雑誌・雑がみ)	品目ごとに紙ひもで結束		協同組合 秋田古紙回収協会 11台	
	金属類	資源化物用指定ごみ袋		月1回 ステーション収集	委託51台
	使用済み小型家電	小型家電専用回収箱		拠点回収	直営3台
水銀含有ごみ (蛍光管、水銀体温計・温度計・血圧計)		品目ごとに購入時の箱 等に入れた後、透明袋	月2回 ステーション収集	委託8台	

表3-1-1-2 男鹿市のごみ分別区分等

分別区分	排出方法	収集回数	収集方式	収集車両	
燃えるごみ	指定ごみ袋(燃えるごみ用)	週2回	ステーション方式	委託5台	
燃えないごみ	指定ごみ袋(燃えないごみ用)	月1回	ステーション方式	委託5台	
資源 ごみ	缶類	指定ごみ袋(資源ごみ用)	月2回	ステーション方式	委託4台
	ビン類	指定ごみ袋(資源ごみ用)	月1回	ステーション方式	委託4台
	ペットボトル	指定ごみ袋(資源ごみ用)	月1回	ステーション方式	委託4台
	古紙	紙ひもで結束	月2回	ステーション方式	委託4台
	衣類	クリーニング(洗濯済) ※毛布等一部回収対象外	随時	拠点回収方式	直営1台
粗大ごみ	証紙(シール)方式	随時	戸別収集	委託3台	
水銀含有ごみ	現物	随時	拠点回収方式	直営1台	

表3-1-1-3 由利本荘市のごみ分別区分

分別区分		排出方法	収集方式	収集回数	収集車両
燃えるごみ		指定可燃ごみ袋(黄色)	ステーション回収	週1～2回	委託28台
燃えないごみ		指定不燃ごみ袋(青色)	ステーション回収	月1回	委託28台
粗大ごみ		専用ステッカー貼付け	ステーション・個別回収	年2～4回	委託25台
資源ごみ	紙類	紙ひもで結束	ステーション回収	月1～2回	委託27台
	ビン類	指定資源ごみ袋(白色)	ステーション回収	月1～2回	委託27台
	缶類	指定資源ごみ袋(白色)	ステーション回収	月1～2回	委託26台
	ペットボトル	指定資源ごみ袋(白色)	ステーション回収	月1～2回	委託27台
使用済乾電池		半透明の小袋等	ステーション回収	年2回	委託24台
蛍光灯等					

表3-1-1-4 潟上市のごみ分別区分等

分別区分		排出方法	収集回数・方法	収集車両
可燃ごみ (台所ごみ、紙くず、木くず、プラスチック類、 布類、その他)		市指定収集用ごみ袋 (可燃物用:有料)	週2回 委託収集(4業者) ごみ集積所(R6:737か所)	ハッカー車×11台 トラック等×10台
不燃ごみ (陶器類、金属類、ガラス類、小型家電)		市指定収集用ごみ袋 (不燃物用:有料)	週1回 委託収集(4業者) ごみ集積所、小型家電リサ イクルBOX(市役所、各出張 所)	
資源 ごみ	びん	市指定収集用ごみ袋 (びん用:有料)	月1回 委託収集(4業者) ごみ集積所	ハッカー車×11台 トラック等×10台
	古紙 (新聞、ダンボール、雑誌類、雑がみ)	種類別に分けてこん包	月1回 委託収集(4業者) ごみ集積所	
	ペットボトル	市指定収集用ごみ袋 (ペットボトル専用:有料)	週1回 委託収集(4業者) ごみ集積所	
粗大ごみ		品目ごとに 300円又は500円の 処理券を貼付	随時 申込み制による戸別収集 (5業者)及び直接搬入	トラック等×12台
水銀含有ごみ (蛍光管、水銀体温計、水銀血圧計、電池)		購入時の箱、新聞紙等に 包む、レジ袋に入れ水銀 と記入	月1回びんと同じ日 委託収集(4業者) ごみ集積所	トラック等×10台

表3-1-1-5 五城目町のごみ分別区分等

分別区分		排出方法	収集回数・方法	収集車両
家庭ごみ(可燃)		有料指定ごみ袋	週2回 ステーション収集	委託2台
粗大ごみ		有料の票せんを貼付	年2回 ステーション収集又は持込	委託2台
資源化物	空き缶類	有料指定ごみ袋	月1回 ステーション収集	委託2台
	空きびん類	有料指定ごみ袋	月1回 ステーション収集	委託2台
	ペットボトル	有料指定ごみ袋	月2回 ステーション収集	委託2台
	古紙類	有料の票せんを貼付 紙ひもで結束	月2回(令和8年度から) ステーション収集	委託2台
金属類(不燃)		有料指定ごみ袋	月1回 ステーション収集	委託2台
ガラス類(不燃)		有料指定ごみ袋	月1回 ステーション収集	委託2台
水銀含有ごみ (蛍光管、水銀体温計、血圧計、温度計)		町の指定拠点に拠出	拠点に専用BOXを設置	町で回収

表3-1-1-6 八郎潟町のごみ分別区分等

分別区分		排出方法	収集回数	収集方法	収集車両
もえるごみ		町指定ごみ袋(有料)に入れ、各 区に設置したステーションへ排出	週4回 (月・火・木・金)		
もえないごみ		町指定ごみ袋(有料)に入れ、各 区に設置したステーションへ排出	月1回 (第2水)	町委託収集業者 によるステーショ ン回収	委託2台
資源 ごみ	古紙類	ひもでしばり、各区に設置したス テーションへ排出	月1回 (第1水)		
	缶類、ビン類	町指定ごみ袋(有料)に入れ、各 区に設置したステーションへ排出	月1回 (第3水)		
	ペットボトル	町指定ごみ袋(有料)に入れ、各 区に設置したステーションへ排出	月1回 (第4水)		
水銀含有ごみ		改善センター内の回収ボックスに 自己搬入	随時	町で回収	直営
廃食用油		ペットボトル等に入れ改善セン ター前、防災センター前にある回 収ボックスに自己搬入	町による収集なし (町と契約した民間 業者が回収)	民間業者による 拠点回収 (直接資源化)	民間再生 業者
粗大ごみ		クリーンセンターへ自己搬入し、 種類により処理手数料を納める	春・秋の年2回	町クリーンセン ターへ自己搬入	直営
使用済み小型家電		改善センター内の回収ボックスに 自己搬入	随時	町で回収	直営

表3-1-1-7 井川町のごみ分別区分等

分別区分	種類	排出方法	収集回数・方法	収集車両	
可燃ごみ	生ごみ、布類、木くず類、プラスチック類、袋、包紙類、紙パック類、紙くず	町指定ごみ袋に入れ、各ステーションへ排出	週4回ステーション回収	委託2台	
不燃ごみ	金属類、陶器類、ガラス類、電池類	町指定ごみ袋に入れ、各ステーションへ排出	週1回ステーション回収		
資源ごみ	カン類	スチール缶、アルミ缶	町指定ごみ袋に入れ、各ステーションへ排出		週1回ステーション回収
	ビン類	無色・茶色・その他のビン	町指定ごみ袋に入れ、各ステーションへ排出		週1回ステーション回収
	ペットボトル	清涼飲料水、酒類、しょうゆ	町指定ごみ袋に入れ、各ステーションへ排出		週1回ステーション回収
	古紙類	新聞、雑誌、段ボール	紐で束ねて各ステーションへ排出	月1回ステーション回収	
水銀含有ごみ	蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計	各拠点へ自己搬入	随時拠点回収	直営	
粗大ごみ	可燃性、不燃性		拠点回収	直営及び委託	
廃食用油		ペットボトル等に入れ、各拠点へ自己搬入	随時拠点回収	民間業者	

表3-1-1-8 大潟村のごみ分別区分等

分別区分	対象物	排出方法	収集回数	収集方法	
もやせるごみ	厨芥類、汚れた紙・布類、ゴム類、リサイクル不可のプラスチック、刈草・落葉 など	大潟村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出	週3回(月・水・金)	村委託収集業者によるステーション回収	
もやせないごみ	陶器類、ガラス類、スプレー缶、小型家電、鍋・フライパン など	大潟村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出	月1回(第4木)		
資源ごみ	缶類	飲料用スチール・アルミ缶、缶詰類 など	大潟村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出		月1回(第1火)
	ペットボトル	飲料用ペットボトル(リサイクルマークが付されたもの)	大潟村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出		月1回(第2火)
	ビン類	ガラスビン、調味料・化粧品類のビンなど	大潟村指定ごみ袋(有料)に入れ、各住区に設置した集塵箱へ排出		月1回(第4火)
	古紙類	新聞(チラシ含)、雑誌・雑紙、段ボール、牛乳パック	紙ひもでしばり、各住区に設置した集塵箱へ排出	月1回(第3火)	
廃食用油		ペットボトル等に入れ公民館、こども園、ごみ処分場のいずれかに自己搬入	村による収集なし(村と契約した民間業者が回収)	民間業者による拠点回収(直接資源化)	
粗大金属くず		ごみ処分場へ自己搬入	村による収集なし(村と契約した民間業者が回収)		
粗大ごみ	家具類、家電製品類、寝具敷物類、乗物類など	ごみ処分場へ自己搬入し、重量により処理手数料を納める	随時	村委託収集業者による拠点回収	
水銀含有ごみ	蛍光管、水銀体温計・温度計、水銀血圧計	公民館の回収ボックス又は、ごみ処分場に自己搬入	随時		
庭木・剪定枝類	家庭から排出される庭木・剪定枝	太さ5cm以上の部分とそれ以下の枝葉に分け、ごみ処分場へ自己搬入	随時(冬期間を除く)		

(2) ごみ処理体系

処理施設ごとの、ごみ処理体系（令和7年度現在）については、表3-1-2-1から表3-1-2-7に示すとおりです*1。

表3-1-2-1 秋田市のごみ処理体系【家庭系】

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
家庭ごみ	市	市	熔融	市	埋立
粗大ごみ	市	市	破碎・熔融 選別(資源化)	市	埋立
金属類	市	市	破碎・選別	—	—
空きびん・空き缶 ペットボトル ガス・スプレー缶	市	市	選別・圧縮・梱包	—	—
使用済み乾電池	市	市 民間事業者	選別・梱包・資源化	—	—
使用済み小型家電	市	民間事業者	資源化	—	—
古紙	協同組合 秋田古紙回収協会	民間事業者	資源化	—	—
水銀含有ごみ	市	市 民間事業者	選別・梱包 水銀回収	—	—

表3-1-2-2 秋田市のごみ処理体系【事業系】

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分			
		処理方法	処理主体	処理方法	処理主体		
事業ごみ	許可業者 排出者		市	熔融	市	埋立	
粗大ごみ			市	破碎・熔融 選別(資源化)	市	埋立	
資源化物		金属類		市	破碎・選別	—	—
		空きびん・空き缶 ペットボトル		市	選別・圧縮・梱包	—	—
		古紙		民間事業者	資源化	—	—
再生利用向け食品廃棄物	指定業者	民間事業者	堆肥化 バイオガス化	—	—		

表3-1-2-3 潟上市のごみ処理体系【家庭系】

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分		
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
可燃ごみ	市	市	焼却	市	埋立	
不燃ごみ	市	市	選別、破碎 (資源化)	市	埋立	
粗大ごみ	市	市	選別、破碎 資源化	市	埋立	
資源ごみ	金属類	市	選別、破碎 資源化	—	—	
	びん		選別、圧縮、梱包 資源化	—	—	
	缶			—	—	
	ペットボトル			—	—	
	ガス・スプレー缶		市、民間	選別 資源化	—	—
	使用済み乾電池				—	—
使用済み小型家電	—	—				
古紙						
水銀含有ごみ						

*1 処理施設を記載する際は、秋田県ごみ処理広域化・集約化計画に基づき、秋田市・潟上市・八郎湖周辺清掃事務組合ブロック、由利本荘市ブロックの順番で記載する。

表3-1-2-4 潟上市のごみ処理体系【事業系】

		中間処理		最終処分		
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
可燃ごみ		市	焼却	市	埋立	
不燃ごみ		市	選別、破碎（資源化）	市	埋立	
粗大ごみ		市	選別、破碎 資源化	市	埋立	
資源ごみ	金属類	市	選別、破碎 資源化	—	—	
	びん		選別、圧縮 梱包 資源化	—	—	
	缶			—	—	
	ペットボトル	市、民間	選別 資源化	—	—	
	ガス・スプレー缶			使用済み乾電池 使用済み小型家電 古紙	—	—
	水銀含有ごみ				—	—

表3-1-2-5 八郎湖周辺清掃事務組合のごみ処理体系【家庭系および事業系】（例：男鹿市）

		中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ		八郎湖周辺 清掃事務組合	焼却	市	埋立
燃えないごみ			破碎・選別	市	埋立
資源化物	缶		選別・圧縮・梱包	—	—
	びん	民間業者	資源化	—	—
	ペットボトル			—	—
粗大ごみ		八郎湖周辺 清掃事務組合	選別・破碎・焼却・ 資源化	市	埋立
拠点回収物（古布・水銀含有）		民間業者	選別・梱包・水銀 回収	—	—

表3-1-2-6 由利本荘市のごみ処理体系【家庭系】

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ	市	市	焼却	市	埋立
燃えないごみ	市	市	破碎・選別	市	埋立
粗大ごみ	市	市	破碎・選別	市	埋立
紙類	市	市	ストック	—	—
ビン類	市	市	選別	—	—
缶類	市	市	選別・圧縮	—	—
ペットボトル	市	市	選別・梱包	—	—
水銀含有物	市	市	選別・梱包	—	—

表3-1-2-7 由利本荘市のごみ処理体系【事業系】

分別区分	収集運搬主体	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
燃えるごみ	許可業者 排出者	市	焼却	市	埋立
燃えないごみ		市	破碎・選別	市	埋立
粗大ごみ		市	破碎・選別	市	埋立
紙類		市	焼却	市	埋立
ビン類		市	破碎・選別	市	埋立
缶類		市	選別・圧縮	—	—
ペットボトル		市	焼却	市	埋立
水銀含有物		市	選別・梱包	—	—

(3) 収集運搬および搬入の状況

それぞれのごみ処理施設への搬入車両台数(令和6年度実績)については、表3-1-3-1から表3-1-3-4に示すとおりです。

表3-1-3-1 秋田市総合環境センター搬入台数実績

秋田市	台数	可燃系台数	総量(t)
委託	36,957	27,664	50,655
許可	23,611	20,155	28,433
自己搬入	73,374	35,935	3,773
その他	554	478	871
計	134,496	84,232	83,732

表3-1-3-2 潟上市クリーンセンター搬入台数実績

潟上市	台数	可燃ごみ台数	総量(t)
委託	7,400	2,889	5,619
許可	1,924	1,875	1,584
自己搬入	14,026	10,317	1,309
その他	1,021	1,021	109
計	24,371	16,102	8,622

表3-1-3-3 八郎湖周辺クリーンセンター搬入台数実績

八郎湖	台数	可燃ごみ台数	総量(t)
委託	6,262	4,195	8,237
許可	2,838	2,417	3,433
自己搬入	2,347	543	62
その他	25	13	3
計	11,472	7,168	11,735

表3-1-3-4 由利本荘市清掃センター 搬入台数実績

由利本荘市	台数	可燃ごみ台数	総量(t)
委託	8,118	6,797	12,898
許可	11,263	10,183	3,867
自己搬入	29,073	19,628	3,355
その他	2,981	2,286	581
計	51,435	38,894	20,701

(4) 処理施設

ここでは、令和7年度現在の主な処理施設について整理します。

ア 処理施設等の配置

施設の配置は、以下のとおりとなっています。

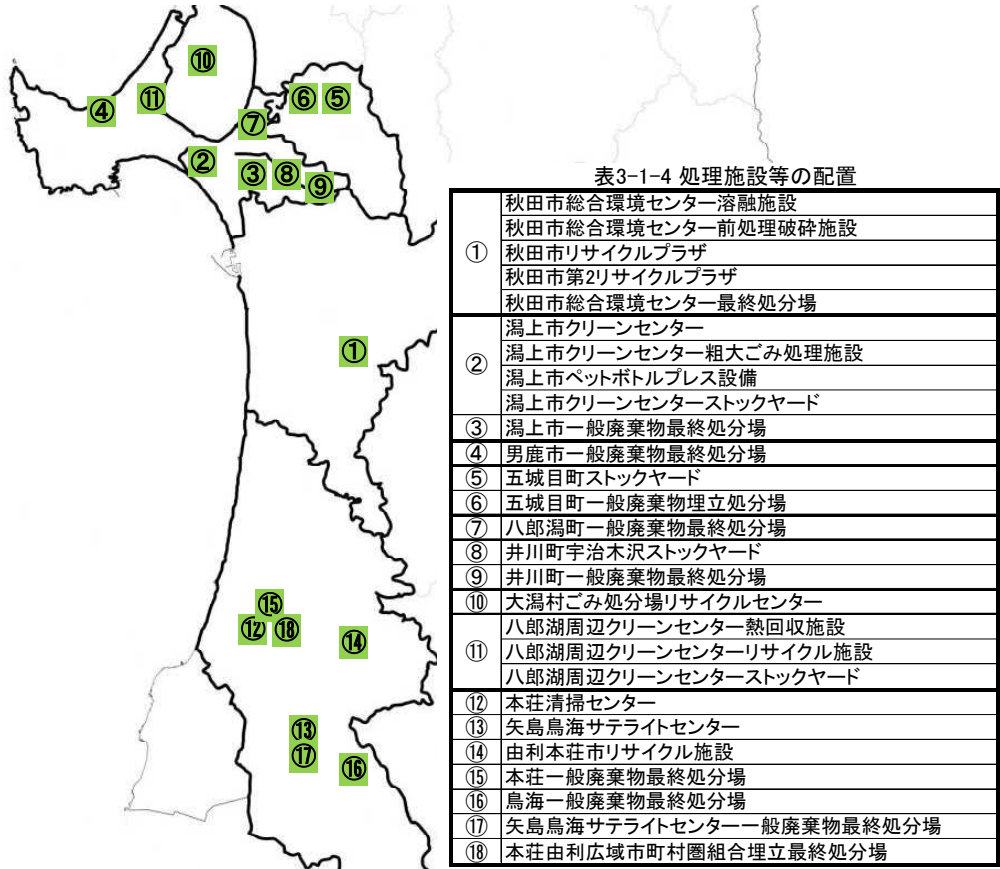


図3-1-4-1 処理施設等の配置

イ 家庭ごみ・可燃ごみ処理施設

各市町村が管理する家庭ごみ・可燃ごみ処理施設は、表3-1-4-1に示すとおりです。

潟上市クリーンセンターは、竣工から長期間経過しており、施設の老朽化が特に進行しています。

表3-1-4-1 家庭ごみ・可燃ごみ処理施設^{*1}の概要

名称	稼働開始年度	処理能力	処理方式	運転方式	事業方式
秋田市総合環境センター 溶融施設	平成14(2002)	460t/日 (230t/日、2炉)	シャフト炉式ガス 化溶融炉	全連続運転	公設公営、 運転委託
潟上市クリーンセンター	昭和59(1984)	60t/日 (30t/16h、2炉)	ストーカ式焼却炉	准連続運転	公設公営、 一部運転委託
八郎湖周辺クリーンセンター 熱回収施設	平成20(2008)	60t/日 (30t/日、2炉)	ストーカ式焼却炉	全連続運転	公設公営、 一部運転委託
本荘清掃センター焼却施設	平成6(1994)	130t/日 (65t/日、2炉)	ストーカ式焼却炉	全連続運転	公設公営、 一部運転委託

ウ 粗大ごみ処理施設

各市町村が管理する粗大ごみ処理施設は、表3-1-4-2のとおりです。

表3-1-4-2 粗大ごみ処理施設^{*2}の概要

	稼働開始年度	処理能力 (t/日)	処理方式	事業方式
秋田市総合環境センター 前処理破碎処理施設	平成14(2002)	10	破碎等	公設公営、運転委託
秋田市第2リサイクルプラザ	平成18(2006)	32	破碎等	公設公営、直営
潟上市クリーンセンター 粗大ごみ処理施設	平成5(1993)	20	破碎等	公設公営、運転委託
八郎湖周辺クリーンセンター リサイクル施設	平成20(2008)	7	破碎等	公設公営、一部運転委託
由利本荘市清掃事業所 焼却施設	平成6(1994)	40	破碎等	公設公営、一部運転委託

エ 資源化・保管施設

各市町村が管理する資源化施設および保管施設については、表3-1-4-3および表3-1-4-4のとおりです。

表3-1-4-3 資源化施設^{*3}の概要

	稼働開始年度	処理能力 (t/日)	処理対象廃棄物	事業方式
秋田市リサイクルプラザ	平成11(1999)	74	金属類、ガラス類、 その他資源ごみ、ペットボトル	公設公営、 運転委託
潟上市ペットボトルプレス設備	平成14(2002)	1	ペットボトル	公設公営、 運転委託
八郎湖周辺クリーンセンター リサイクル施設	平成20(2008)	8	金属類、ガラス類、ペットボトル	公設公営、 一部運転委託
由利本荘市清掃事業所 リサイクル施設	平成13(2001)	16	びん類、紙類、ペットボトル	公設公営、 直営

*1 表3-1-4-1中の、「稼働開始年度」は、「秋田市総合環境センター溶融施設」、「八郎湖周辺クリーンセンター熱回収施設」、「本荘清掃センター焼却施設」については、『日本の廃棄物処理(令和5年度版)』(環境省環境再生・資源循環局、令和7年3月)記載の「使用開始年度」とする。「潟上市クリーンセンター」は、潟上市が指す年度。

*2 表3-1-4-2中の、「稼働開始年度」は、「秋田市総合環境センター前処理破碎処理施設」、「秋田市第2リサイクルプラザ」、「八郎湖周辺クリーンセンターリサイクル施設」、「由利本荘市清掃事業所焼却施設」については、前掲注1『日本の廃棄物処理(令和5年度版)』記載の「使用開始年度」とする。「潟上市クリーンセンター粗大ごみ処理施設」は、潟上市が指す年度。

*3 表3-1-4-3中の、「稼働開始年度」は、前掲注1『日本の廃棄物処理(令和5年度版)』記載の「使用開始年度」とする。

表3-1-4-4 保管施設^{*1}の概要

	稼働開始年度	処理対象廃棄物	事業方式
潟上市クリーンセンターストックヤード	平成17(2005)	紙類、ガラス類	公設公営、 運転委託
五城目町ストックヤード	平成23(2011)	金属類、ガラス類、その他資源ごみ、 ペットボトル、その他	公設公営、 直営
井川町宇治木沢ストックヤード	平成8(1996)	金属類、ガラス類、その他	公設公営、 直営
大潟村ごみ処分場リサイクルセンター	平成11(1999)	紙類、金属類、ガラス類、その他資源ごみ、 ペットボトル	公設公営、 運転委託
八郎湖周辺クリーンセンター ストックヤード	平成20(2008)	金属類、ガラス類、ペットボトル、その他	公設公営、 一部運転委託
矢島鳥海サテライトセンター	平成29(2017)	燃えるごみ、燃えないごみ、可燃粗大ごみ	公設公営、 直営

オ 最終処分場

各市町が管理する最終処分場は、表3-1-4-5のとおりです。

表3-1-4-5 最終処分場^{*2}の概要

	埋立開始年度	処理対象物	事業方式
秋田市総合環境センター 最終処分場	平成元(1989)	溶融飛灰、不燃ごみ、その他	公設公営、 一部運転委託
潟上市一般廃棄物 最終処分場	平成12(2000)	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰)、 破碎ごみ・処理残渣	公設公営、直営
男鹿市一般廃棄物 最終処分場	平成8(1996)	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰)、 破碎ごみ・処理残渣	公設公営、 維持管理のみ委託
五城目町一般廃棄物 埋立処分場	平成10(1998)	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰)、 破碎ごみ・処理残渣	公設公営、 一部運転委託
八郎潟町一般廃棄物 最終処分場	平成6(1994)	焼却残渣(主灰)、不燃ごみ、その他、 焼却残渣(飛灰)	
井川町一般廃棄物 最終処分場	平成7(1995)	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰)	公設公営、直営
本荘一般廃棄物 最終処分場	昭和63(1988)	粗大ごみ	公設公営、 維持管理のみ委託
由利一般廃棄物 最終処理場	平成12(2000)	不燃ごみ、粗大ごみ	公設公営、 維持管理のみ委託
鳥海一般廃棄物 最終処分場	昭和58(1983)	資源ごみ、粗大ごみ	公設公営、直営
清掃事業所矢島・鳥海一 般廃棄物最終処分場	平成15(2003)	焼却残渣(主灰)、焼却残渣(飛灰)、 破碎ごみ・処理残渣	公設公営、直営

*1 表3-1-4-4中の、「稼働開始年度」は、「五城目町ストックヤード」、「井川町宇治木沢ストックヤード」、「大潟村ごみ処分場リサイクルセンター」、「八郎湖周辺クリーンセンターストックヤード」については、前頁掲注1『日本の廃棄物処理(令和5年度版)』記載の「使用開始年度」とする。「潟上市クリーンセンターストックヤード」は、潟上市が指す年度。「矢島鳥海サテライトセンター」は、保管施設として稼働した年度。

*2 表3-1-4-5中の、「埋立開始年度」は、「秋田市総合環境センター最終処分場」、「男鹿市一般廃棄物最終処分場」、「五城目町一般廃棄物埋立処分場」、「八郎潟町一般廃棄物最終処分場」、「井川町一般廃棄物最終処分場」、「本荘一般廃棄物最終処分場」、「鳥海一般廃棄物最終処分場」、「清掃事業所矢島・鳥海一般廃棄物最終処分場」については、前頁掲注1『日本の廃棄物処理(令和5年度版)』記載の「埋立開始年度」とする。「潟上市一般廃棄物最終処分場」は、潟上市が指す年度。

(5) 排出状況

ア ごみ総排出量

(7) 秋田市

秋田市のごみ総排出量は、図3-1-5-1のとおりです。

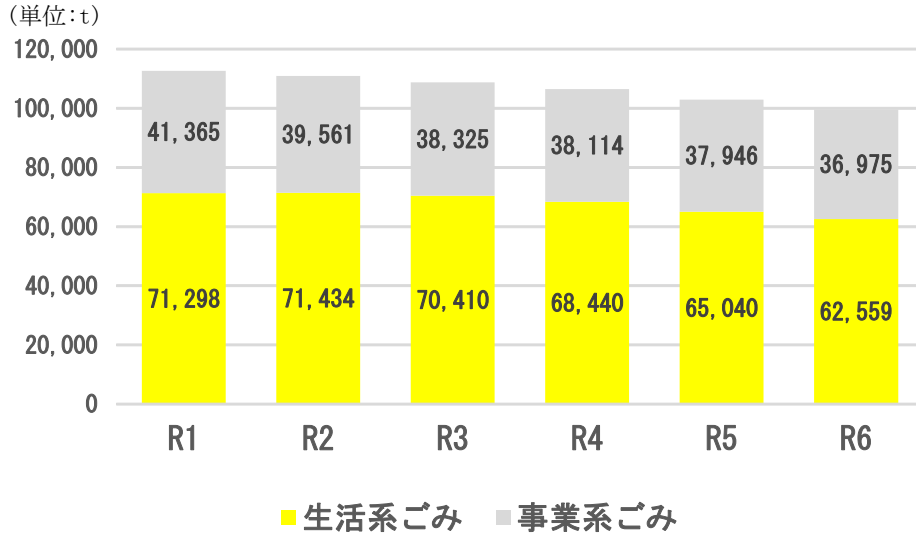


図3-1-5-1 秋田市のごみ総排出量

(4) 男鹿市

男鹿市のごみ総排出量は、図3-1-5-2のとおりです。

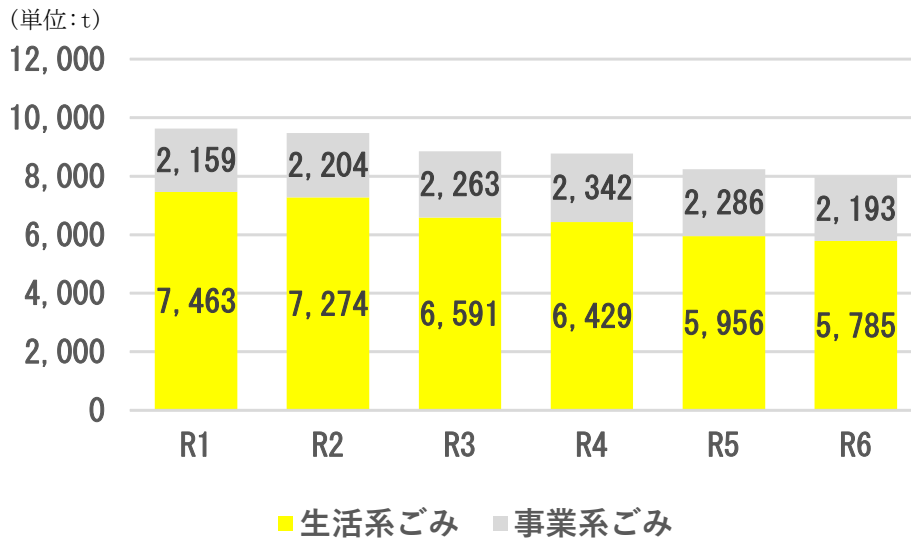


図3-1-5-2 男鹿市のごみ総排出量

(ウ) 由利本荘市

由利本荘市のごみ総排出量は、図3-1-5-3のとおりです。

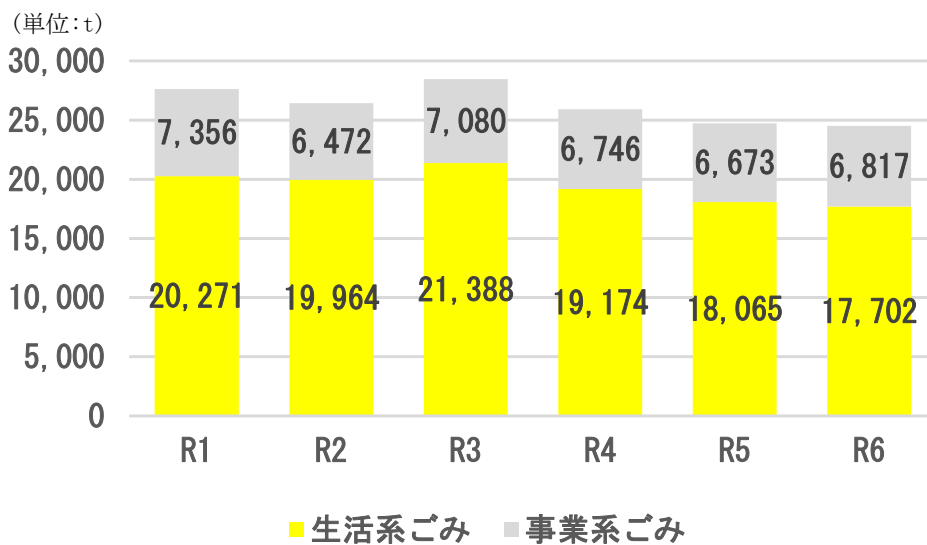


図3-1-5-3 由利本荘市のごみ総排出量

(エ) 潟上市

潟上市のごみ総排出量は、図3-1-5-4のとおりです。

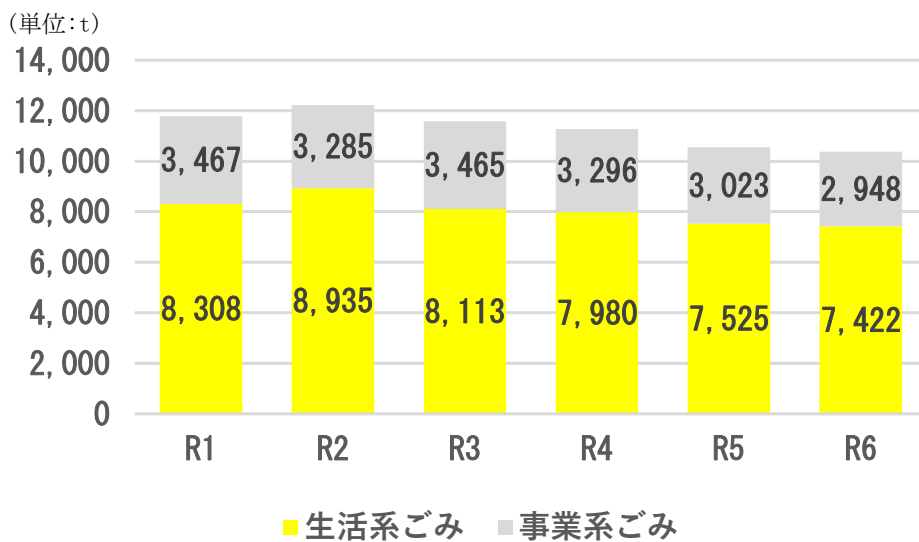


図3-1-5-4 潟上市のごみ総排出量

(オ) 五城目町

五城目町のごみ総排出量は、図3-1-5-5のとおりです。

(単位:t)

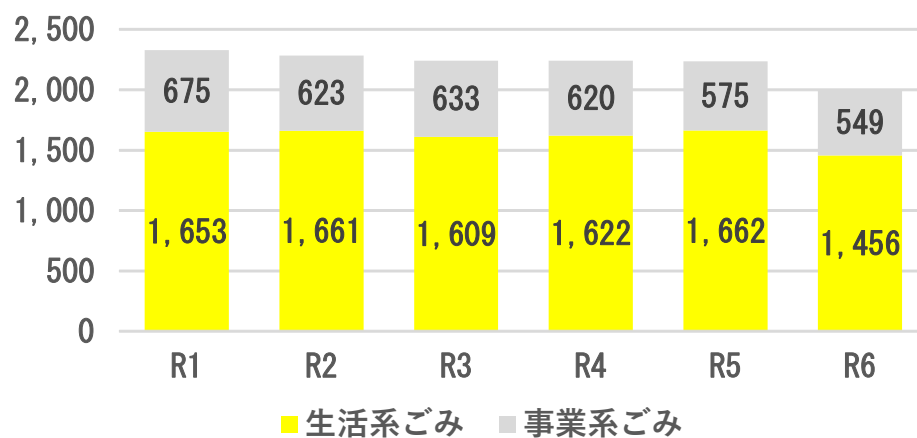


図3-1-5-5 五城目町のごみ総排出量

(カ) 八郎潟町

八郎潟町のごみ総排出量は、図3-1-5-6のとおりです。

(単位:t)

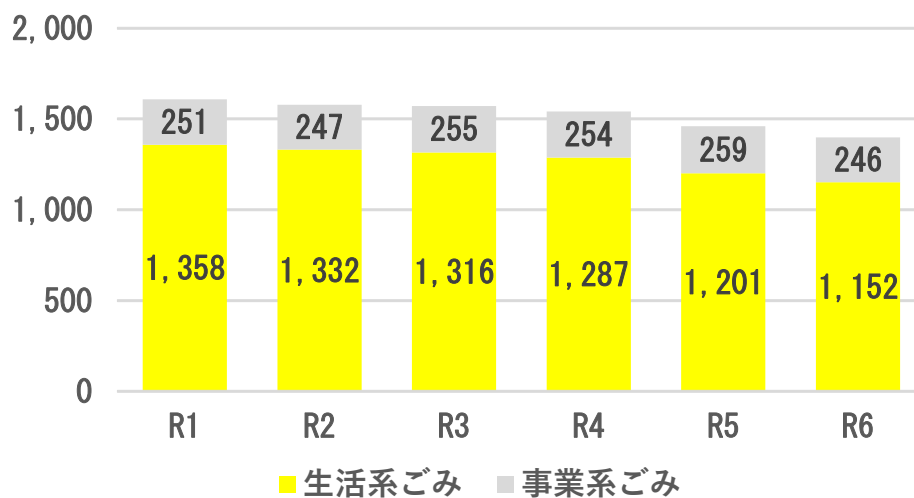


図3-1-5-6 八郎潟町のごみ総排出量

(キ) 井川町

井川町のごみ総排出量は、図3-1-5-7のとおりです。

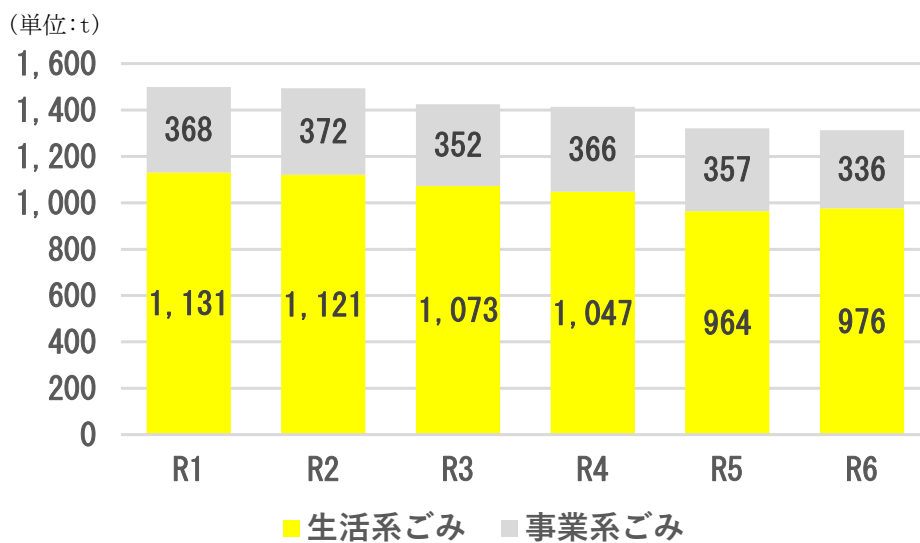


図3-1-5-7 井川町のごみ総排出量

(ク) 大湊村

大湊村のごみ総排出量は、図3-1-5-8のとおりです。

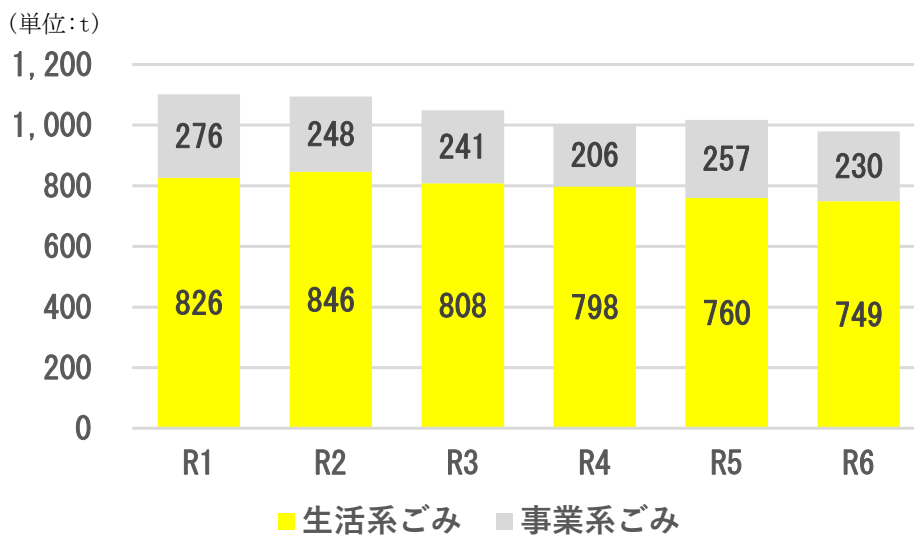


図3-1-5-8 大湊村のごみ総排出量

イ 区分別のごみ排出量

ここでは、ごみ排出量の大部分を占める家庭ごみ・可燃ごみ等、不燃ごみ、粗大ごみ、資源化物・資源ごみの排出量の状況を整理します。

(7) 家庭ごみ・可燃ごみ等排出量

各市町村の家庭ごみおよび可燃ごみ等^{*1}の排出量は、図3-1-5-9および表3-1-5-1のとおりです。

(単位:t)

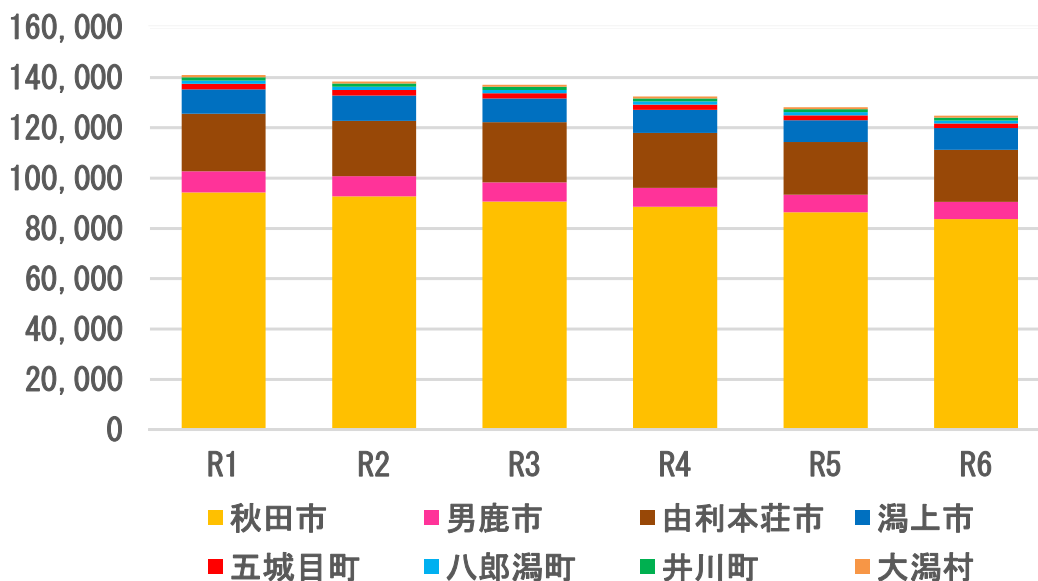


図3-1-5-9 ブロック内家庭ごみ・可燃ごみ等排出量

表3-1-5-1 ブロック内家庭ごみ・可燃ごみ等排出量

(単位:t)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
秋田市	94,364	92,803	90,724	88,690	86,419	83,732
男鹿市	8,317	8,033	7,562	7,456	7,059	6,858
由利本荘市	22,926	21,964	23,919	21,801	20,896	20,696
潟上市	9,754	10,116	9,547	9,252	8,668	8,622
五城目町	2,157	2,088	2,046	1,992	1,951	1,818
八郎潟町	1,333	1,307	1,300	1,278	1,220	1,175
井川町	1,303	1,285	1,258	1,241	1,168	1,131
大潟村	859	812	798	758	780	750
合計	141,013	138,408	137,154	132,468	128,161	124,782

*1 日常生活から排出される可燃系のごみ（行政が「家庭ごみ」「燃えるごみ」などの名称で収集するごみ）と一般廃棄物として搬入される可燃系のごみを指す。

本計画では、広域処理されるごみの総称として「焼却ごみ」を使用するが、「焼却ごみ」の大部分は、上記の可燃系のごみである（40頁参照）。

(イ) 不燃ごみ排出量

秋田市以外から排出される不燃ごみの排出量については、図3-1-5-10および表3-1-5-2のとおりです。

(単位:t)

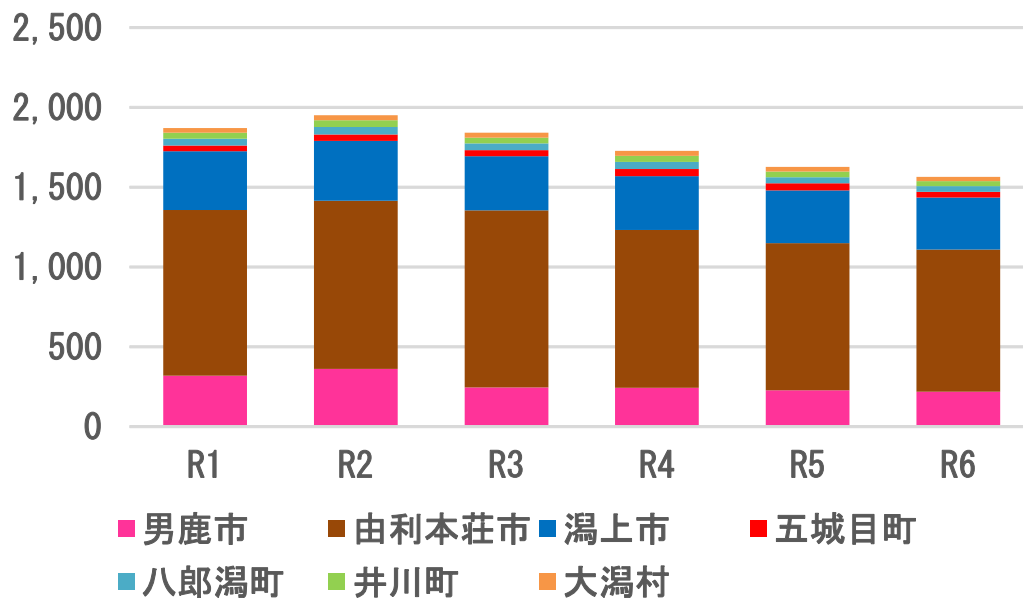


図3-1-5-10 ブロック内不燃ごみ排出量

表3-1-5-2 ブロック内不燃ごみ排出量

(単位:t)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
男鹿市	319	362	246	243	227	218
由利本荘市	1,038	1,054	1,110	990	923	892
潟上市	368	375	339	337	331	326
五城目町	37	40	37	44	43	35
八郎潟町	42	46	44	45	39	37
井川町	38	42	35	38	35	31
大潟村	30	32	30	30	29	26
合計	1,872	1,951	1,841	1,727	1,627	1,565

(ウ) 粗大ごみ排出量

各市町村から排出される粗大ごみの排出量については、図3-1-5-11および表3-1-5-3のとおりです。

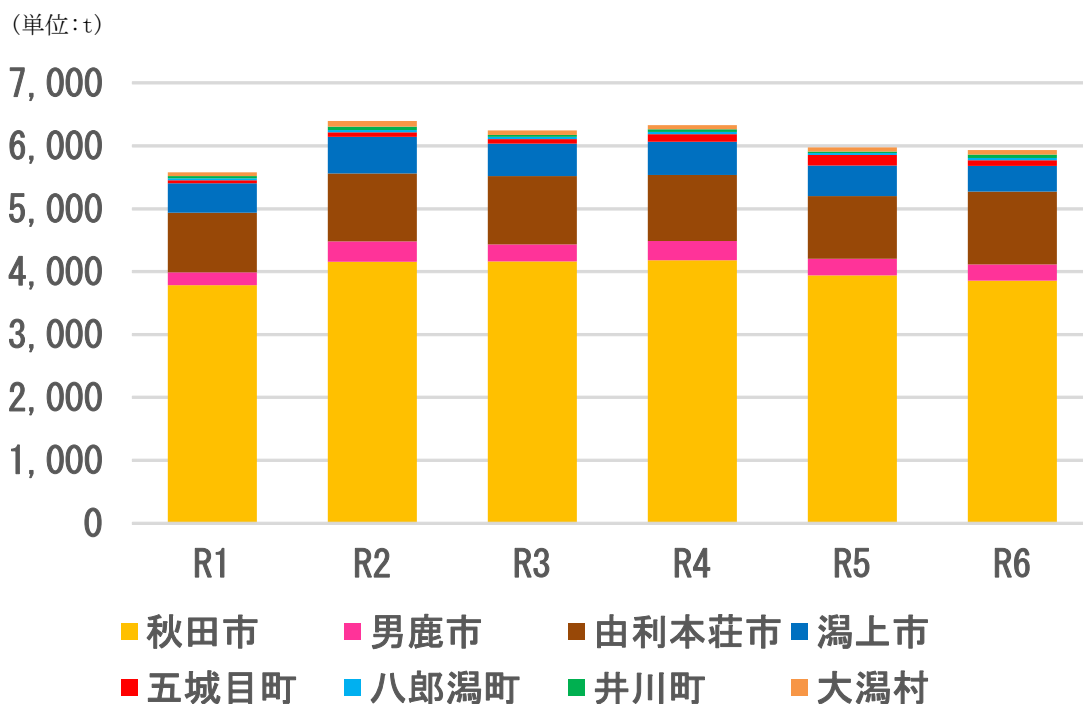


図3-1-5-11 ブロック内粗大ごみ排出量

表3-1-5-3 ブロック内粗大ごみ排出量

(単位:t)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
秋田市	3,787	4,159	4,165	4,179	3,942	3,857
男鹿市	203	325	267	307	264	258
由利本荘市	946	1,081	1,087	1,052	993	1,157
潟上市	468	582	515	526	490	412
五城目町	48	70	77	124	165	91
八郎潟町	30	34	35	36	33	32
井川町	40	53	31	43	24	54
大潟村	58	95	68	66	64	75
合計	5,580	6,399	6,245	6,333	5,975	5,936

(イ) 資源化物・資源ごみ排出量

各市町村から排出される資源化物・資源ごみの排出量については、
図3-1-5-12および表3-1-5-4のとおりです。

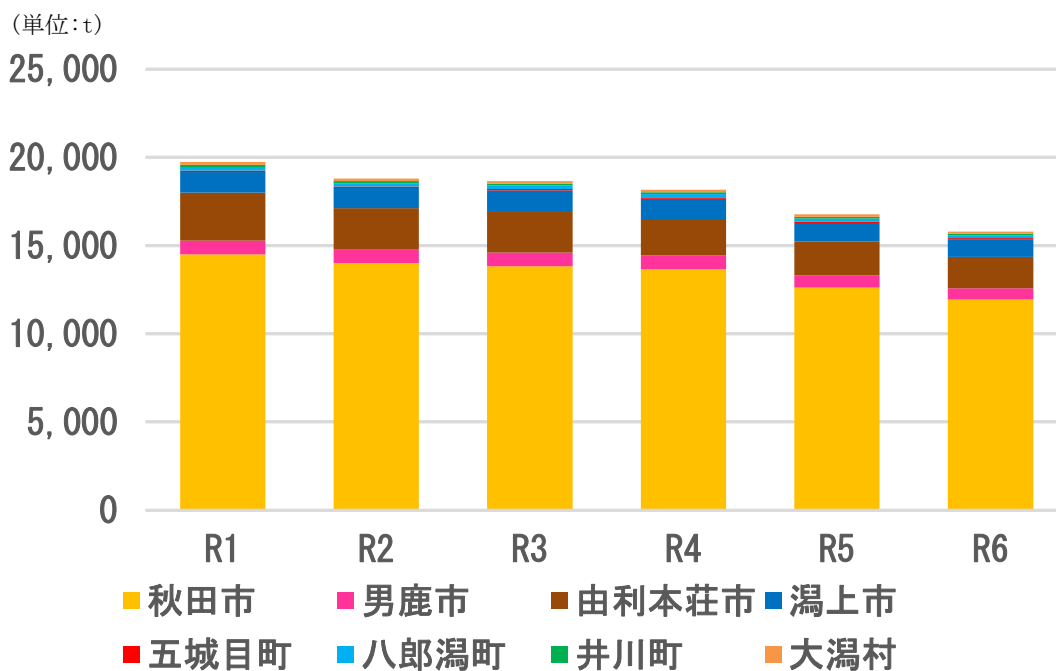


図3-1-5-12 ブロック内資源化物・資源ごみ排出量

表3-1-5-4 ブロック内資源化物・資源ごみ排出量

(単位:t)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
秋田市	14,495	14,017	13,831	13,671	12,612	11,933
男鹿市	783	758	779	765	692	644
由利本荘市	2,717	2,337	2,352	2,077	1,926	1,774
潟上市	1,173	1,142	1,167	1,146	1,047	998
五城目町	86	86	82	82	78	61
八郎潟町	204	192	192	182	168	154
井川町	118	113	101	91	94	96
大潟村	155	155	153	150	144	129
合計	19,731	18,800	18,657	18,164	16,761	15,789

(6) 処理状況

ア 溶融・焼却処理の状況

(7) 概況

秋田市総合環境センター、潟上市クリーンセンター、八郎湖周辺クリーンセンター、本荘清掃センター焼却施設における溶融・焼却処理量については、図3-1-6-1および表3-1-6-1のとおりです。

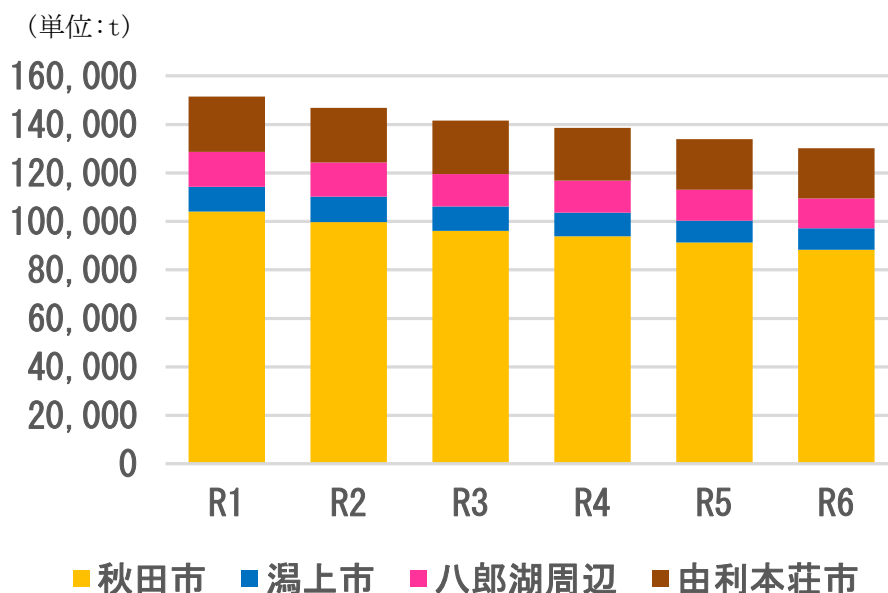


図3-1-6-1 4施設における溶融・焼却処理量

表3-1-6-1 4施設における溶融・焼却処理量

(単位:t)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
秋田市	104,138	99,685	96,162	93,888	91,247	88,244
潟上市	10,103	10,559	9,953	9,669	9,096	9,000
八郎湖周辺	14,385	14,123	13,448	13,279	12,739	12,230
由利本荘市	22,925	22,432	22,095	21,801	20,896	20,696
合計	151,551	146,799	141,658	138,637	133,978	130,170

(イ) ごみ質

各市に所在する処理施設で行われたごみ質分析の結果は、表3-1-7-1から表3-1-7-4のとおりです。

表3-1-7-1 ごみ質調査結果・秋田市総合環境センター

(単位:%)

		R3	R4	R5	R6
		平均	平均	平均	平均
風乾 ごみ組成	ガラス・陶器	0.11	13.32	0.53	4.62
	金属類	6.56	2.75	0.76	0.82
	貝・骨類	0.35	0.72	0.35	0.34
	繊維類	11.13	12.74	3.22	4.32
	草・わら類	1.28	2.00	1.06	1.14
	木・竹類	14.72	3.45	3.99	3.38
	食品類	10.47	5.38	10.04	11.89
	土石砂類	8.63	8.22	6.13	5.78
	プラスチック類	20.29	19.07	26.51	25.29
	紙類	26.37	30.38	46.94	41.54
	ゴム・皮革類	0.11	1.97	0.48	0.71
三成分	水分	44.68	45.47	45.32	43.42
	灰分	9.85	17.23	9.12	9.92
	可燃分	45.48	37.30	45.56	46.67

表3-1-7-2 ごみ質調査結果・潟上市クリーンセンター

(単位:%)

		R3	R4	R5	R6
		平均	平均	平均	平均
種類組成 (乾)	紙・布類	42.13	30.13	39.42	44.37
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	23.35	24.26	30.69	28.72
	木・竹・わら類	10.16	19.31	10.56	3.58
	ちゅう芥類	22.17	22.74	15.17	22.67
	不燃物類	1.20	2.93	2.64	0.22
	その他	0.97	0.64	1.53	0.46
三成分	水分	58.66	59.41	56.75	63.83
	灰分	4.55	6.41	5.08	3.42
	可燃分	36.79	34.19	38.18	32.75

表3-1-7-3 ごみ質調査結果・八郎湖周辺クリーンセンター

(単位:%)

		R3	R4	R5	R6
		平均	平均	平均	平均
種類組成	紙、布類	40.87	49.37	44.81	43.89
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	28.67	26.02	32.47	27.92
	木、竹、わら類	4.24	2.35	8.58	6.71
	ちゅうかい類	24.34	19.02	13.06	19.59
	不燃物類	0.91	2.72	0.66	1.09
	その他	0.97	0.52	0.42	0.80
三成分	水分	61.85	56.50	58.98	55.05
	灰分	3.57	4.99	3.90	4.37
	可燃物	34.58	38.51	37.12	40.58

表3-1-7-4 ごみ質調査結果・本荘清掃センター焼却施設

(単位:%)

		R3	R4	R5	R6
		平均	平均	平均	平均
種類組成	紙、布類	60.92	49.94	64.25	47.72
	ビニール、合成樹脂、ゴム、皮革類	19.79	24.03	16.32	26.63
	木、竹、わら類	4.28	9.33	3.84	5.93
	ちゅうかい類	10.37	12.92	9.57	14.00
	不燃物類	1.62	1.14	1.86	0.78
	その他	3.03	2.66	4.17	4.95
三成分	水分	46.21	47.29	40.75	45.25
	灰分	5.36	5.81	6.99	5.78
	可燃物	48.43	46.91	52.26	48.97

(ウ) 家庭ごみ組成調査の結果

秋田市では、家庭ごみ排出の現状を把握し、家庭ごみ減量の方策とリサイクルの推進を検討する際の基礎資料とすることを目的として、家庭ごみの細組成調査を実施しています。

調査結果は、表3-1-7-5で示すとおりです。

家庭ごみのうち、生ごみが35.26%を占めている状態で、資源化できる紙が9.82%含まれることが分かっています。

表3-1-7-5 秋田市家庭ごみ組成調査結果

(単位:%)

区分	R2	R3	R4	R5	R6
①生ごみ	39.85	45.74	34.05	34.59	35.26
②草木・竹類	2.25	1.85	1.62	1.15	1.87
③衣類	3.91	1.98	4.90	4.01	2.22
④ゴム・皮革類	1.08	1.50	0.67	1.47	0.55
⑤プラスチック類	18.38	17.30	19.16	19.44	19.41
⑥陶器・ガラス類	1.00	1.09	0.60	1.00	0.27
⑦紙(資源化物)	10.58	8.26	10.72	11.39	9.82
⑧紙(資源化物以外)	7.81	9.12	9.91	10.90	10.89
⑨空き缶(資源化物)	0.13	0.18	0.18	0.15	0.17
⑩空きびん(資源化物)	0.48	0.51	0.56	0.76	0.65
⑪ペットボトル(資源化物)	0.43	0.29	0.24	0.22	0.50
⑫金属類(資源化物)	0.52	0.29	0.58	0.22	0.13
⑬金属類(資源化物以外)	0.43	0.36	0.31	0.14	0.24
⑭石・土砂類	0.51	0.56	0.00	0.05	0.04
⑮コンクリート類	0.00	0.00	0.00	0.06	0.00
⑯その他	12.63	10.96	16.50	14.45	17.99

イ 埋立処理の状況

各市町村の最終処分量（埋立処理）は、図3-1-7-1および表3-1-7-6のとおりです。

(単位:t)

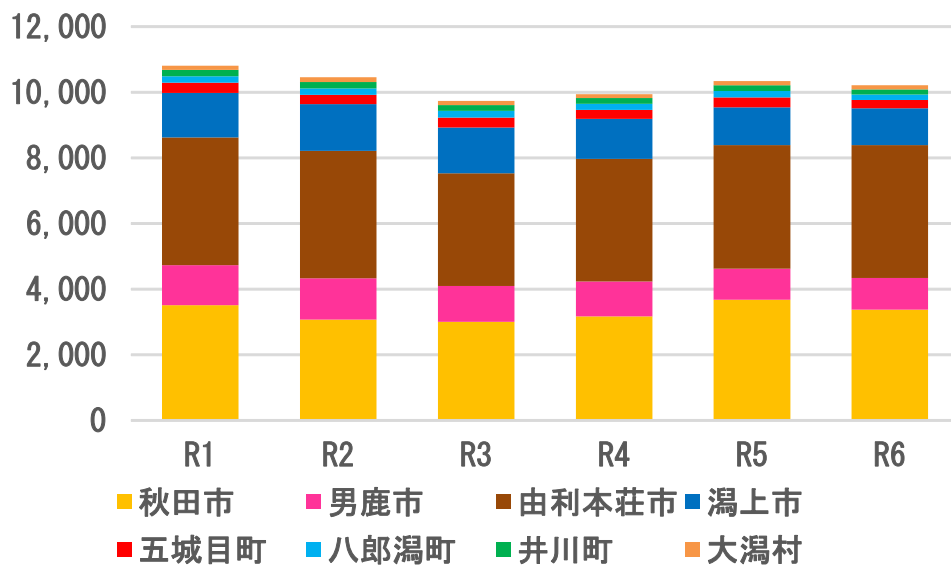


図3-1-7-1 各市町村の最終処分量

表3-1-7-6 各市町村の最終処分量

(単位:t)

	R1	R2	R3	R4	R5	R6
秋田市	3,513	3,067	3,001	3,170	3,671	3,368
男鹿市	1,219	1,262	1,094	1,062	954	971
由利本荘市	3,891	3,878	3,433	3,737	3,760	4,051
潟上市	1,357	1,429	1,391	1,216	1,149	1,122
五城目町	305	282	309	274	309	252
八郎潟町	204	194	199	186	190	166
井川町	186	198	178	176	181	157
大潟村	132	142	129	120	123	120
合計	10,807	10,452	9,734	9,941	10,337	10,207

3.2 ごみ排出量の将来推計

(1) 将来推計の手順

将来のごみ排出量を推計する目的は、家庭ごみ・可燃ごみ等については、広域処理する場合の施設規模を検討するための判断材料の一つとするためであり、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみについては、広域化しない場合を前提として、将来本ブロック内で必要とされる施設規模の算定の参考にするためです。

なお、ここでの将来推計は、処理能力や施設規模を確定するための施設整備計画とは異なるものですが、一定の整合性を図り予測を行うほか、様々な検討枠組により、将来予想をすることで、検討の多様性の幅を持たせることで将来予測の精度を高めることを目指すものです。

将来推計の方法は、次のとおりとします。

- ①分別区分ごとのこれまでの排出量実績から排出原単位を算出します。
※各ごみ種ごとに特殊要因がある場合は、それぞれのごみ種の項目で適用する条件を明示する。
- ②国立社会保障・人口問題研究所が公表している市町村別の将来人口。
(出生中位・死亡中位仮定)を元に、ここでの将来人口を確定します。
- ③排出原単位に、将来人口を乗じることで排出量を算出します。

(2) 将来推計人口

ブロックの将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が公表している将来人口（出生中位・死亡中位仮定）^{*1}を基に推計しています。

ブロック内の将来人口は、今後10年間で1割以上減少し、今後20年間では、2割以上減少する見込みとなっている。

表3-2-1 ブロック内将来推計人口

	秋田市	男鹿市	由利本荘市	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	合計
R7 (2025)	295,501	21,867	69,070	30,054	7,580	5,025	4,108	2,794	435,999
R12 (2030)	281,852	18,976	63,391	28,096	6,660	4,474	3,674	2,555	409,678
R17 (2035)	267,486	16,281	57,902	26,001	5,769	3,956	3,270	2,327	382,992
R22 (2040)	252,336	13,776	52,614	23,786	4,958	3,463	2,884	2,128	355,945
R27 (2045)	236,543	11,478	47,405	21,536	4,230	2,992	2,501	1,944	328,629
R32 (2050)	220,767	9,456	42,387	19,363	3,571	2,548	2,151	1,772	302,015

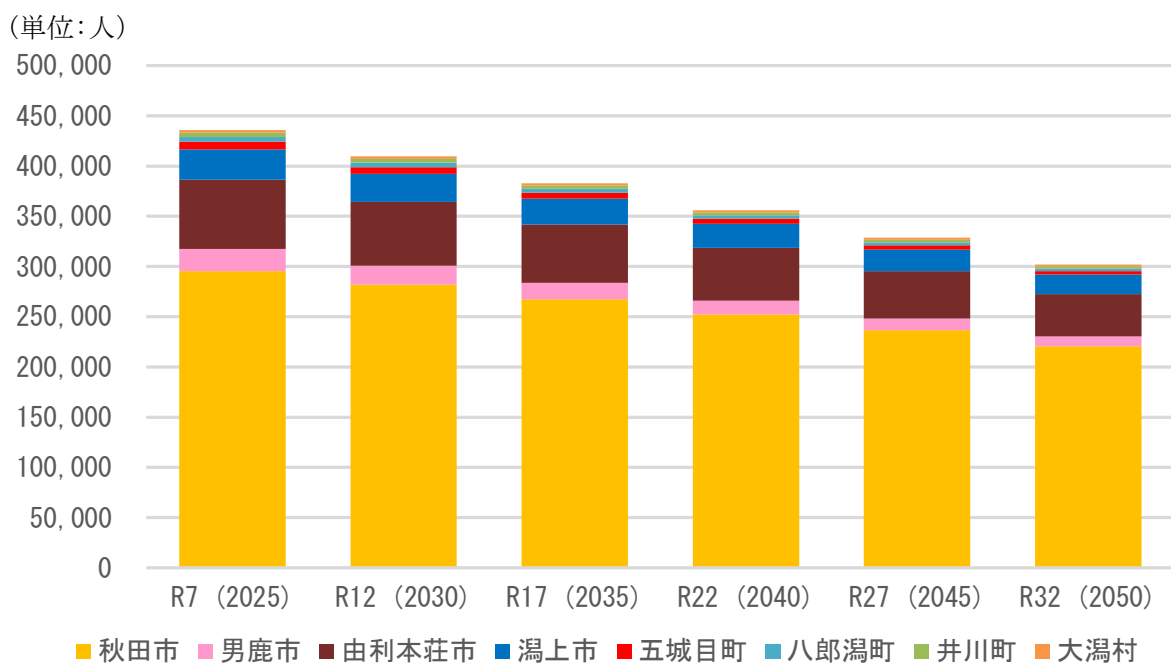


図3-2-1 ブロック内の将来推計人口

*1 「日本の地域別将来推計人口令和5(2023)年推計」(国立社会保障・人口問題研究所、令和5年12月22日公表)

<https://www.ipss.go.jp/pp-shicyoson/j/shicyoson23/t-page.asp>

(3) ごみ排出量の将来推計

ア 家庭ごみ・可燃ごみ等排出推計量

家庭ごみ・可燃ごみ等の将来推計は、次のとおりです。

事業ごみについては、人口減少が事業活動に連動しない場合もあり、人口と原単位で推計すると減少しすぎる場合もあるため、一定の減少幅の上限を設定しています。

なお、この推計値には、ごみ減量目標が反映されていないものとなります。

表3-2-2 家庭ごみ・可燃ごみ等排出量見込み

(単位:t)

	秋田市	男鹿市	由利本荘市	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	合計
R7 (2025)	83,477	6,286	20,424	8,340	1,743	1,143	1,101	706	123,221
R8 (2026)	82,706	6,120	20,088	8,231	1,701	1,118	1,078	694	121,736
R9 (2027)	81,934	5,954	19,753	8,123	1,658	1,093	1,055	682	120,252
R10 (2028)	81,164	5,788	19,417	8,014	1,616	1,068	1,032	670	118,767
R11 (2029)	80,392	5,621	19,081	7,906	1,574	1,043	1,008	658	117,283
R12 (2030)	79,621	5,477	18,745	7,797	1,531	1,018	985	646	115,820
R13 (2031)	78,810	5,370	18,420	7,681	1,491	994	963	634	114,362
R14 (2032)	77,998	5,262	18,096	7,564	1,453	971	942	623	112,908
R15 (2033)	77,186	5,155	17,771	7,448	1,423	948	920	611	111,463
R16 (2034)	76,374	5,047	17,447	7,332	1,394	930	901	602	110,027
R17 (2035)	75,563	4,939	17,206	7,216	1,365	911	886	594	108,679

イ 不燃ごみ排出推計量

不燃ごみの推計値は、次のとおりとなります。

表3-2-3 不燃ごみ排出量見込み

(単位:t)

	男鹿市	由利本荘市	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	合計
R7 (2025)	226	876	322	34	38	33	27	1,557
R8 (2026)	220	862	318	34	37	32	26	1,530
R9 (2027)	214	847	314	33	36	32	26	1,502
R10 (2028)	208	833	310	32	36	31	25	1,475
R11 (2029)	203	819	306	31	35	30	25	1,447
R12 (2030)	197	804	301	30	34	30	24	1,420
R13 (2031)	191	790	297	29	33	29	24	1,393
R14 (2032)	185	776	292	29	32	28	23	1,367
R15 (2033)	180	762	288	28	32	28	23	1,340
R16 (2034)	174	749	283	27	31	27	23	1,313
R17 (2035)	169	735	279	26	30	26	22	1,287

ウ 粗大ごみ推計量

粗大ごみの推計値は、次のとおりとなります。

表3-2-4 粗大ごみ排出量見込み

(単位:t)

	秋田市	男鹿市	由利本荘市	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	合計
R7 (2025)	3,904	230	978	465	85	30	37	64	5,792
R8 (2026)	3,868	224	961	459	83	29	36	63	5,724
R9 (2027)	3,832	218	945	453	81	29	35	62	5,655
R10 (2028)	3,796	211	929	447	79	28	35	61	5,586
R11 (2029)	3,760	205	913	441	76	27	34	60	5,517
R12 (2030)	3,724	199	897	434	74	27	33	59	5,448
R13 (2031)	3,686	194	882	428	72	26	32	58	5,378
R14 (2032)	3,648	188	866	422	70	26	32	57	5,308
R15 (2033)	3,610	182	851	415	68	25	31	56	5,238
R16 (2034)	3,572	177	835	409	66	24	30	55	5,168
R17 (2035)	3,534	171	820	402	64	24	29	53	5,098

エ 資源化物・資源ごみ推計量

資源化物・資源ごみの推計値は、次のとおりとなります。

表3-2-5 資源化物・資源ごみ排出量見込み

(単位:t)

	秋田市	男鹿市	由利本荘市	潟上市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	合計
R7 (2025)	12,530	617	1,768	1,003	67	157	88	130	16,360
R8 (2026)	12,415	601	1,739	989	65	153	86	128	16,177
R9 (2027)	12,299	585	1,710	976	63	150	84	126	15,993
R10 (2028)	12,183	568	1,681	963	62	146	82	124	15,810
R11 (2029)	12,067	552	1,652	950	60	143	80	121	15,626
R12 (2030)	11,952	536	1,623	937	59	140	78	119	15,443
R13 (2031)	11,830	521	1,595	923	57	136	77	117	15,255
R14 (2032)	11,708	505	1,567	909	55	133	75	115	15,068
R15 (2033)	11,586	490	1,539	895	54	130	73	113	14,880
R16 (2034)	11,464	475	1,511	881	52	127	71	111	14,692
R17 (2035)	11,342	460	1,482	867	51	123	70	109	14,504

3.3 現状認識と課題

廃棄物処理施設は、行政による住民サービスに直結する必要不可欠な施設であるほか、整備後数十年にわたり地域で継続使用・管理される施設です。

各市町村は、厳しい財政状況、老朽化した廃棄物処理施設の増加、地域における廃棄物処理の非効率化が懸念される中、将来を見据え計画的な整備により、持続可能な適正処理を確保できる体制の構築を進める必要があります。

建設費は、近年高騰しており、特に処理能力が100 tを切る半島部などで、広域的な処理が難しい自治体が設置するごみ処理施設の建設費は、規模当たりの単価が高くなっております。

効率的な廃棄物処理体制を維持するためには、離島における施設整備や既に極めて広大な面積における施設整備で集約化済みである区域で処理能力が300t/日以上以上の施設の導入が著しく困難であることが明らかな区域を除いて、300 t /日以上のごみ焼却施設を設置することが望ましいとされています^{*1}。

表3-3-1 近年のごみ処理施設建設費^{*2}

	契約年度	処理能力 (t/日)	建設費 (千円)
広島市	R4(2022)	300	32,901,000
長崎市	R4(2022)	210	20,559,000
羽咋郡市広域事務組合	R6(2024)	47	12,771,000
東紀州環境施設組合	R6(2024)	59	11,163,900

*1 施設規模について、「循環型社会形成推進交付金等に係る施設の整備規模について（通知）」（令和6年3月29日付け環循適発第24032920号）参照。

*2 各自治体のホームページ公表資料から作成。建設費は税込。

第4章 広域化の方向性

4.1 広域化の必要性

(1) 広域化のメリット

ごみ処理を広域化することにより、次の視点に留意した廃棄物処理体制を推進することが求められています。

- ・市町村の厳しい財政状況の中、広域化・集約化による効率的な施設整備や計画的かつ合理的な施設整備により、施設整備・維持管理・解体にかかるトータルコストを削減することが必要である。
- ・ごみ処理施設の集約化・大規模化により施設の省エネルギー化のほか、エネルギー回収効率の向上など、温室効果ガス排出削減を可能となる。

(2) 広域化の財政的なメリット

ごみ処理施設の整備・運営は、市町村の財政負担が大きく、費用の削減が求められます。

ア 広域化しない場合と7自治体による広域化の場合の比較

現在広域化ブロックを構成する施設の広域化を検討しないで、建設する場合は、3施設で421.9億円の建設費がかかると試算されています。

一方で、広域化する場合の建設費は、318.9億円であり、広域化した方が、建設費が103億円安くなると考えられます。

また、広域化を実施した場合、国の交付金や起債の交付税措置により、建設費の実質負担が151.1億円まで軽減されると試算しています。

広域化しない場合は、潟上市と八郎湖周辺清掃事務組合は、各60億円程度の建設費が必要になると試算されます。

表4-1-1-1 広域化のメリット(7自治体の場合)

(単位：億円【事業費ベース】)

	建設費			運営費 (20年間)
	処理能力	建設費	実質負担	
広域化しない 場合 ^{*1}	秋田市	275t	293.8	138.1
	潟上市	28t	60.5	28.4
	八郎湖	34t	67.6	31.8
	計		421.9	198.3
広域化する 場合		336t	318.9	151.1
広域化によるスケールメリット			103.0	48.4

※建設費は、近年の事例から処理能力と建設費の近似式を設定し、令和6年9月の段階で推計しており、なお、近年は建設費が高騰しており、これを上回ることが想定される。

*1 表4-1-1-1の比較は令和6年度において実施した。令和7年度に、由利本荘市参画の検討依頼があった際、由利本荘市の建設費は令和6年8月段階で183.7億円とされ、上記421.9億円と183.7億円の和で、8自治体がそれぞれ建設した際は、605.6億円と試算される。

イ 7自治体での広域化と8自治体での広域化の比較

また、由利本荘市を含んだ8自治体での広域化の場合は、7自治体の場合と比較して、秋田市は24.8億円、潟上市が2.5億円、八郎湖周辺清掃事務組合は、3.0億円建設費の負担が軽減されると試算しています。

表4-1-1-2 広域化のメリット（8自治体の場合）

（単位：億円【事業費ベース】）

	7自治体 (現ブロック) での建設費	8自治体 での建設費	増減
合計	318.9	338.9	20.0
秋田市	261.1	236.3	▲24.8
潟上市	26.2	23.7	▲2.5
八郎湖	31.6	28.6	▲3.0
由利本荘市	-	50.3	50.3

※建設費は、近年の事例から処理能力と建設費の近似式を設定し、令和6年9月時点で試算している。なお、近年は建設費が高騰しており、これを上回ることが想定される。由利本荘市を含む場合は、必要な処理能力は394t/日になると試算している。

ウ 令和6年9月段階の試算と令和7年7月段階での試算の比較

上記、アおよびイは、令和6年9月段階での試算値になりますが、改めて令和7年7月段階での試算値を比較すると次のとおりとなります。

表4-1-1-3 令和6年9月試算と令和7年7月試算の比較

（単位：億円【事業費ベース】）

	8自治体での建設費		増減
	令和6年9月 試算	令和7年7月 試算	
合計	338.9	370.7	31.8
秋田市	236.3	258.4	22.1
潟上市	23.7	26.0	2.3
八郎湖	28.6	31.3	2.7
由利本荘市	50.3	55.0	4.7

4.2 検討項目に対する基本方針

国の手引き^{*1}での検討項目について、各市町村のごみ処理に関する理念を踏まえ、秋田中央地域ごみ処理広域化基本計画を構成する自治体での、ごみ処理広域化の基本方針を次のとおり定めます。

検討項目 1 広域化・集約化の方式

・「大都市受入方式」とし、「焼却ごみ」（家庭系と事業系）を対象に秋田市

*1 「広域化・集約化に係る手引き」（環境省環境再生・資源循環局、令和2年6月）。なお、協定締結と同時期に同手引きが改訂されている。「広域化・集約化に係る手引き」（環境省環境再生・資源循環局、令和7年3月改訂）

が受け入れるものとする。

検討項目 2 施設建設候補地

- ・ 財政負担の抑制を図るため、ブロック内の焼却施設を秋田市の新たな焼却施設に集約し、準備手続や施設の状況を総合的に勘案の上、令和17年度稼働開始を目指し、稼働開始と同時に焼却ごみの広域的な焼却処理を開始する。なお、広域化の実施までの間、各焼却施設の維持管理については、従前どおり各運営主体がその費用を負担する。

検討項目 3 費用負担

- ・ 新炉建設に当たっては、ブロック内の人口減少に伴う財政規模の縮小を想定し、必要最小規模とし、最大限の財政負担の抑制を図るものとする。
- ・ 新炉にかかる建設費・処理費・維持管理費については、各自治体が適正に分担するものとする。

検討項目 4 ごみ分別区分・有料化

- ・ 新炉の処理方式に応じ、適切な分別区分を設定するものとする。
- ・ 建設費および維持管理費の縮減を目指し、必要最小限の焼却施設とすることや有利な財源である国の交付金を活用するため、すべての自治体で供用開始にあわせてプラスチック分別収集を実施する。
- ・ 生活系可燃ごみの有料化については、積極的に国の交付金を活用するため、すべての自治体を実施する。

検討項目 5 ごみの収集運搬

- ・ ブロック内の効率的な収集運搬のために、中継施設を設置することとし、設置場所等については、潟上市と八郎湖周辺清掃事務組合構成自治体が主体となって今後協議を進め、その協議結果を踏まえ新施設稼働スケジュールに影響が生じないように速やかに協議会において決定する。
- ・ また、由利本荘市も中継施設を設置することとし、設置場所等については、新施設稼働スケジュールに影響が生じないように速やかに協議会において決定する。

検討項目 6 住民理解の促進

- ・ 広域化の実施に当たっては、適切に情報の共有を行うとともに、各自治体の責任において住民に対する説明を行うものとする。
- ・ 住民説明の手法等について、ブロック内の住民の公平性を担保する観点から一定の統一性を持ったものとする。

検討項目 7 災害時の対応

- ・ 大規模災害時は、各自治体間で情報共有を図り、災害ごみを適正に処理できるよう相互に協力するものとする。

検討項目 8 その他

- ・ ブロック全体に関わる啓発の実施等その他の今後検討が必要な事項については、協議を継続していくこととする。

第5章 広域化の体制

5.1 広域化・集約化の方式

広域によるごみ処理に当たっては、ごみの適正処理や資源循環を促進し、効率的な行財政運営を実現することにより、将来世代にわたって持続可能なごみ処理体制の構築を進めます。

本ブロックにおける「焼却ごみ」の広域処理に当たっては、大都市が周辺市町村のごみを受け入れて処理する方式である「大都市受入方式」を選択することとします。

そして、「焼却ごみ」については、いわゆる「燃えるごみ」「家庭ごみ」であり、排出源として、一般廃棄物処理基本計画に基づき基礎自治体が収集する各家庭から排出される廃棄物である「家庭系」と、事業者が排出する廃棄物のうち一般廃棄物処理基本計画に基づき事業者が処理責任を負う廃棄物の「事業系」を対象とします。

また、破碎後の木質系の粗大ごみを含むこととし、ブロック内の家庭や事業者から中継施設等に搬入される可燃系の一般廃棄物を含むものとして



図5-1-1 「大都市受入方式」のモデル図

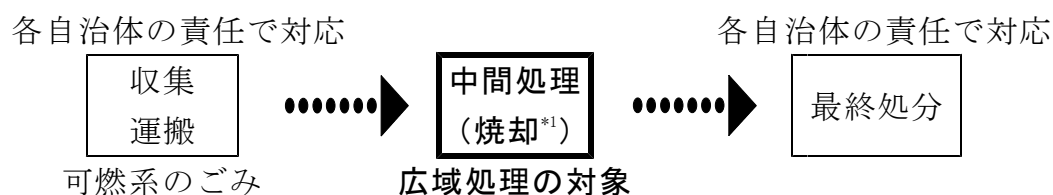


図5-1-2 広域処理のモデル図

*1 ここでの「焼却」は広い意味での焼却処理であり、熔融式、ストーカ式等の処理方法については、今後検討されるものである。

5.2 施設建設候補地

秋田中央地域ごみ処理広域化協議会を構成する自治体では、ごみ焼却(溶融)施設として、「秋田市総合環境センター」、「潟上市クリーンセンター」、「八郎湖周辺クリーンセンター熱回収施設」および「本荘清掃センター焼却施設」の4施設が運営されています。

これらの焼却(溶融)施設について、ブロック全体の財政負担抑制を図るため、広域化にあわせ、秋田市の新たな処理施設、1施設に集約します。

秋田市の新処理施設は、秋田市河辺豊成の現秋田市総合環境センター敷地内に建替整備する予定です。

秋田市の新施設稼働開始時期は、今後の耐用年数を踏まえ、最大限有効活用した上で、国の交付金を活用する手続に要する期間、事業を実施するために必要な計画等の期間を考慮し、最も適した稼働開始年度を令和17年度とし、目標と定めているものです。

新処理施設の稼働開始にあわせ、ブロック内のすべての自治体の処理を広域で開始することとしたものです。



図5-2-1 秋田市総合環境センター全景図

5.3 費用負担

ブロック内では、人口減少が急速に進むなど今後自治体の行財政規模が縮小することが想定されます。

一般のごみ焼却施設の整備・運営は、市町村の財政負担が大きく、費用の縮減が求められることから、必要最小規模とし、最大限の財政負担の抑制を図るものとします。

新施設建設、処理および維持管理に係る費用は、ごみ焼却処理による直接的な受益に応じて各自治体が合理的かつ適正に負担するものとします。

費用負担の割合については、「均等割」「人口割」「ごみ量割」など様々な考え方がありますが、負担する費用の性質などから合理的で適切な考え方をもとに、合意に基づき決定します。

広域的な処理を開始するまでの間は、各自治体の住民から排出されるごみ等を処理するために必要となる全ての費用は、その自治体の支出をもって、これに充てることとします。

表5-3-1 費用分担方法^{*1}の考え方

費用分担方法	概要
ごみ量割	市町村のごみ量(処理費及び維持管理費の場合、前年度のごみ量)に応じて費用を分担する。処理費及び維持管理費をごみ量割とした場合、費用分担割合を下げるために、各市町村で減量化や分別が促進される可能性がある。
人口割	市町村の人口に応じて費用を分担する。1人当たりのごみ排出量が少ない市町村の負担が大きくなる。
均等割	全ての関係市町村が同じ割合で費用を分担する。関係市町村間で人口規模の違いが大きい場合、人口規模が小さい市町村の負担が大きくなる。
上記の分担方法の組み合わせ	費用の10%を人口割、90%をごみ量割というように、上記の分担方法を組み合わせて使用する。

*1 「広域化・集約化に係る手引き」(環境省環境再生・資源循環局、令和2年6月)30頁、「表5-2 建設費、処理費及び維持管理費の分担方法」参照。

5.4 ごみ分別区分・有料化

(1) 分別区分の設定

ごみの広域処理に当たっては、新処理施設の処理方式に応じ、適切な分別区分を設定するものとします。

広域処理の対象となる「焼却ごみ」については、新炉の処理方式（ストーカ式焼却炉、シャフト炉式ガス化溶融炉など）を踏まえて、各自治体が協議を行い、適切な分別区分を設定することとします。

(2) プラスチックごみ分別収集の実施

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律(令和3年法律第60号)が令和4年4月に施行されるなど、プラスチックの資源循環を促進する国の動向を受け、本ブロック内の全自治体において、まだ分別収集を実施していない、プラスチックごみの分別収集を、広域化の実施にあわせて開始することとします。

分別収集の実施により、焼却の対象となるごみが削減され、必要とされる新施設の処理能力が小さくなることで、建設費および維持管理費の縮減が可能となります。

また、建設に当たり、国の循環型社会形成推進交付金を活用することとしていますが、その交付要件には、「プラスチック資源の分別収集」があることから*1、すべての自治体で、新施設の供用開始(令和17年度の稼働開始を目指す)にあわせて実施するものとします。

*1 「循環型社会形成推進交付金交付要綱について」(令和7年3月31日付け環循適発25033132号)。

(3) 生活系可燃ごみ有料化の継続および実施

国では、ごみの減量を進めるため、経済的インセンティブを活用した、一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化、住民の意識改革を進めるため、ごみ処理の有料化を推進しています*1。

さらに、こうした経済的インセンティブを活用して、ごみ減量を進めることで、新処理施設の処理能力をより小さくすることが可能となります。こうしたことから、施設整備にかかる費用を縮減させるため、自治体が収集する生活系の可燃ごみ（家庭ごみ）の有料化を、継続して実施することが求められます。

また、国の循環型社会形成推進交付金を用いた施設整備では、ごみ減量を進める趣旨から、交付対象となる施設の処理能力（施設規模）に上限値が設定されていますが、施設を活用する自治体がすべて生活系ごみの有料化（可燃ごみ）を実施する場合は、この上限値は、適用されないこととなっています*2。

こうしたことを踏まえ、積極的に交付金を活用するため、生活系可燃ごみの有料化は、すべての自治体の実施することとしています。

表5-4-1 ブロック内・有料化の実施状況（令和7年4月現在）

	可燃ごみ(家庭ごみ、燃えるごみ)
秋田市	有料
男鹿市	有料
由利本荘市	有料
潟上市	有料
五城目町	有料
八郎潟町	有料
井川町	無料
大潟村	有料

*1 「一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂について(通知)」(令和4年3月31日付け環循適発第22033112号)

*2 「令和10年度以降に新たに着工する一般廃棄物焼却施設の整備に係る規模の算定基礎となる計画1人1日平均排出量について(通知)」(令和6年9月5日付け環循適発第2409052号)

5.5 ごみの収集運搬

ごみの広域処理開始により、処理施設の対象となる、ごみ収集区域が拡大します。

収集作業を終了してから処理施設まで長距離を往復して運搬するとなると、移動に要する時間が、それまでの場合と比較して、かかり増しになり、現状の収集サービスを維持することが困難となることが想定されます。

また、収集車両による交通量増による、処理施設への交通状況への影響も懸念されます。

こうしたことから、ごみ収集・運搬の効率を高めるために収集地域と処理施設との間に収集車両から大型運搬車等への積替え・圧縮等を行う「中継施設」の設置を行うことが推奨されています。

国の資料では、輸送距離が18kmを超える場合に中継施設の導入を検討すべきとされており、本ブロック内の秋田市以外の市役所・町村役場から秋田市総合環境センターまでの距離は35kmから54kmとなっていることを踏まえると、広域処理の開始の際には、中継施設を稼働させることが求められると考えます。

表5-5-1 市役所・役場と秋田市溶融施設の道路距離（片道）および往復に要する時間

	潟上市	男鹿市	五城目町	八郎潟町	井川町	大潟村	由利本荘市
秋田市溶融施設との距離(km)	36	48	38	40	35	54	38
往復に要する時間(分)	108	145	115	120	106	161	115

潟上市^{*1}および由利本荘市は、同市内に新たに中継施設を建設し、大型車に積み替えて、秋田市の新ごみ処理施設に搬入する方向で、検討を進めています。

*1 潟上市に建設する中継施設は、潟上市および八郎湖周辺清掃事務組合を構成する自治体が費用負担し整備する予定であり、それらの自治体が利用する見込みである。

5.6 住民理解の促進

ごみ処理の広域化に当たっては、基本的な住民サービスの一つであるごみ収集等に大きな変更を伴うことが予想されることから、その必要性等について、住民の理解が必要です。

こうしたことから、各自治体で適切に情報共有などを行うことにより、住民理解の促進に努めるものとします。

基本的な行政サービスに対する住民説明は、各自治体の責任において行うものとしますが、ごみ処理の広域化に伴い、ブロック内全ての住民に必要とされる情報は、統一的な表現等によることとします。手法については、各自治体の実情に応じた方法を検討し、情報発信を行うこととすることで、ブロックエリア内すべての住民へ、公平に必要な情報が伝達されるよう配慮します。

5.7 災害時の対応

災害時は、平時のごみ処理体制では対処することができないことが想定され、災害廃棄物処理計画に基づく処理方法により、生活環境の保全および公衆衛生の支障を防止しつつ、適正な処理を確保することから、相互に協力するものとします。

5.8 その他

今後、広域化の協議に伴い必要な事項が発生した場合は、その都度協議会で協議した上で、決定することとします。

第6章 施設整備の方針

6.1 新たな処理施設の整備

令和17年度の稼働開始を目指し、施設整備を次の方針で行うこととしています。

令和6年度・7年度は、国の交付金を活用するため提出する地域計画の策定支援業務委託を行っています。

令和8年度からは、新処理施設に向けた、基本計画策定等の委託業務を実施を目指します。

ここでは、建設予定地の土壌汚染状況を調査する「地歴調査業務」や、建設予定地の測量・地質調査を行う「測量・地質調査業務」、施設の規模や配置、処理能力などの基本的な事項を設定する「施設整備基本計画策定業務」、新処理施設に適したPFI等導入について調査・検討を行う「PFI等導入可能性調査業務」、新処理施設稼働に伴う環境影響分析や環境保全措置の検討などを行う、「環境影響評価業務」を実施する予定です。

その後、新施設を建設・運営する事業者の選定に当たり、専門的な見地から公募に必要な書類の作成などの支援を受けるための「発注者支援業務」を行うこととしております。

その後、施工監理業務委託（建設工事）に移ることとしております。

年度	R6 2024	R7 2025	R8 2026	R9 2027	R10 2028	R11 2029	R12 2030	R13 2031	R14 2032	R15 2033	R16 2034	R17 2035	R18 2036	R19 2037
	広域化協議	基本計画検討				事業者選定	建設工事				解体等工事			
地域計画策定支援委託	■													
基本計画策定等委託			■	■	■	■								
発注者支援業務委託						■	■							
建設工事								■	■	■	■	▼供用開始		
施工監理業務委託								■	■	■	■	■	■	■
解体、外構工事等												■	■	■

図6-1 新たな処理施設の整備方針（令和7年3月現在）

6.2 中継施設の整備

また、ごみの広域処理開始に伴い、収集運搬の効率性を確保するために必要な中継施設についても、設置場所の決定後に、施設整備基本計画の策定、測量・地質調査、PFI導入可能性調査等を実施するなどし、建設工事を行い、令和17年度の広域処理開始までの供用開始を目指します。

第7章 進捗管理

本計画においては、P D C Aサイクルに基づく進捗管理を行います。

管理に当たっては、ごみの排出量の現況、施設整備の状況把握、プラスチックごみの分別収集開始に向けた進捗状況等、ごみ処理広域化実現に向けた必要な事業の進捗状況を管理することとします。

秋田中央地域ごみ処理広域化基本計画

令和8年3月

秋田市 男鹿市 由利本荘市 潟上市
五城目町 八郎潟町 井川町 大潟村